

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄住民の権利拡大（自治権拡大問題）(2)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-01-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43441

琉球政府の権限拡大に関する資料

アメリカ局長

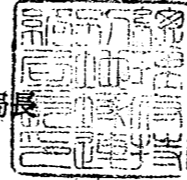
参事官

北米課長
総特第487号

昭和39年9月4日

外務省アメリカ局長 殿

総理府特別地域連絡局長



沖縄政経情報(その24)について

標記について、那覇日本政府南方連絡事務所長から別添のと
おり、報告があつたので回報する。

なお、本情報は、琉球政府からワトソン高等弁務官に提出さ
れた「琉球政府の権限拡大に関する資料」の概要であり、非公
開のものであるので、取扱いは特に注意されたい。

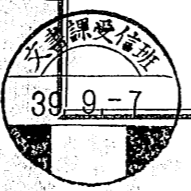
本信送付先

外務省アメリカ局長

総 理 府

手
取
り
済
み
と
し
て
送
付
す
る

要連絡	至急
要研究	
課長	
斎藤	吉田
有馬	
渡辺	佐川
大島	吉津
(上)	



1. 基本法の整備について

- (1) 行政主席の選任方法について
公選へ変更する。
- (2) 行政副主席の選任方法について
行政主席が直接任命するものへ変更する。
- (3) 行政主席不信任及び信任案の解散の制度について
両方を認めようとする。
- (4) 上訴裁判所判事任命方法について
 - (a) 主席公選するとき 主席の任命
 - (b) " 解散 " 主席の任命 併務型の任命
 - (c) 任期は5年、再任可、推選の場合には推選機関を設ける。
- (5) 民政府法令形式の明確化及び公布手続について
布告、布令、指名、一般命令の定めを事項により明確にし、公布手続を一定する。公布券の施行は設けず。
- (6) 米国民政府民政委員の権限の明確化について
民政委員の権限を明確にす。
- (7) 基本法の整理について
琉球政府の浸透
" " 専断) と行政命令の重複 排除を
" 民政裁判所判事 " 行おう。(表略)。

2 法律の事前事後調整について

事前調整

- (A) 行政命令の11節の根拠ない、HCの行政権の対象とされた法律案については、法律の全文をVSCARに提出して調整する。
- (B) 既存法の一部改正で重要でないものは調整しない。
- (C) (A)(B)以外の法律については、大綱を示してVSCARの対応を3局とD答で調整する。

事後調整

事前調整 法外と重大な変更を加え加え調整
 法律以外に { 伊平屋丸の建造
 道路保用申請
 千原千八の水源の余剰水の使用

3 予算執行の予算執行率との調整について

A 工事等の検査について

香港の事例：馬六港防波堤工事 1912 橋樑工事
RIA 法令に基づき検査建築

以下のように行われる。

(a) USCAR と 監政官の協議のうえ、検査基準を
設定し、その基準に基づき双方の検査施行が
行われる。

(b) USCAR (別) 検査費を監政官の商標法令に研究
する。

B 予算計画以外の事業執行に要する経費について

- 例：石塘咀後渠工事用の火薬の購入
- 後渠掘削の運賃行進を要するものの
増と減少の経費
- 水質三期作試験
- 農業試験場 パーソナル印刷
- 貴州園天婦橋樑水道配管工事
- 実古水源調査の経費
- 工業研究所の材料試験に必要の経費

USCAR は 監政官の権限及び 監政官の職権関係法
令に基づき、監政官の予算計画以外の事業に要する

(2) 案に多大の予算変更を伴う場合は指示を相違

4 手続変更の書簡について

協会の協会の物は書簡にて、必要に応じて、布告等の形で
適切な形式で行うこと。

今後 H.C 書簡は、行政委員の承認が必要であることを
「助言 勧告 通知」の意味において、受取ることを確認
される。

(以下 協会の内容をその書簡の表紙に 略)

5 行政委員の権限事項について

事務の介入の例

- (a) 農産物の検査
- (b) 金融検査、検査官、官制に在りての役等
の人事

(c) その他

- ① 郵便印字券の停止又は発行の承認と協
会の書簡
- ② 一般の私学の給付に關する法律で行政
委員又は人事委員会に委任された事務のうち
H.C の事務の承認と協会の書簡

今後 H.C は、行政委員の権限と事項を
規定する。

(1) 公有地の管理について

本年 国有地財産については、琉球防衛、大正利用
用途を有し、特に公有財産については、見直しは事実上の所有
者ともいえず、したがって、琉球政府の管理権を授け
得るに必要とする不合理的な制限は、さし
現在米軍の管理下にあり、貸付料は極めて低廉を通
じておく点もあると考へられ、現在在米軍の管理下に貸
付けられた空地及び農耕地等、2,203,072.27坪を琉
球政府に譲渡し、適正な貸付料を貸付するに必要と有
力な政府財源と見なし、また、該土地の適正利用
の面から、琉球政府の管理下に置くことが望ましい
と考へ、上記 2,203,072.27坪を土地信託安定法
に基づき、適正な地料を貸付するに必要と見なし、
これを決定し、
この場合、最終的な管理の権限は米軍側に留
得、琉球政府は、H.C.の手前承認の権利を行使するに必要と
見なし、これを、検討される。

(2) 琉球銀行の対外監督権について

琉球銀行の対外監督権を行使するに必要と
琉球銀行の対外監督権と同様、銀行法に
基づき琉球政府の監督の下にあり、USCARの保有
している株式(5%以上を占めている)を、同法に
基づき行使される。

(3) 恩赦の執行権について

恩赦権は現在、行政命令の範囲にH.
C.にある、行政命令の執行を要し、行政命令
はH.C.の承認を経て、恩赦権を行使するに
必要と見なし、

また、恩赦の方法、対象等については、
これを恩赦法を制定し、

(4) 月給金の司法共済制度の確立について

沖縄県庁の職員に、此の法は、1953年より1964年7月17日
まで、108件あり、1963年12月26日付 H.C.命
令 50号により、沖縄県の職員に、此の法は、一応の
解決がなされた、沖縄県の職員の此の法については

徴収して未解決である。
沖隆の地位のみで困難が多いと思われるが、一定
の形式による犯罪人引渡の取りまとめは
亦法に検討される。

(5) 米軍政府裁判所における罰金収入を
琉球政府の財源とするか否か

USCAR裁判所の徴収した罰金は琉球に
戻す。1956年4月より、昭昭報に
て示される。

1. 罰金と琉球に返すことはUSCAR裁判所の裁
判権の所及に属するが、懲役、禁錮等は
琉球の刑務所に執行してはならず、罰金刑のみ
が琉球に徴収されてもよい。

1960年合計	2万1千200
61	18
62	11,619,703.5

(6) 外国損害賠償請求委員会に琉球側も参加
すべきこと

現在は加害者米軍軍属と同じ部隊の軍人の扱いに
限る。加害者擁護の恐れはない。米琉土
地帯同委員会と同じように、米琉双方の委員を
公平に配置して行うこと。

(7) 米軍政府裁判所と取扱った少年事件
について

USCAR裁判所の管轄する少年事件のうち、少年事件のうち
は少年法、少年院法の趣旨にのっとり、琉球に
移管される。(布令144号(少年事件)が該当する。年間
約10件くらいある)

(注) 1956年
11月14日
刑務省
通知

(8) 米政府公署から出入管理業務を
琉球に譲渡、監督官の増設について

(a) 直接行政の形態がとられている現状は、
米軍に
界が、外務省(琉球の事務)と
上 限の分限を明確にする必要がある。
上陸憲法、特別上陸の許可、在留登録、出入管理

ついでに出入管理の権限が委任されていると解され
ているので、運用規則、訓令等の制定を管理部長
の責任とし、その委任事項については直接指示を
廃した。

(b) (a)が認められぬので、現在進行中の規則、訓令等
の草案について、管理部長と調整の上、おまかせ決定
された。

(c) 公安局の出入管理行政の専門家として、出入管
理部に対し指導力を高め、連携を密にした。

(d) 現行の出入管理令は種々の不備な点があるの
で、おまかせ改正された。

(e) 渡航手続の緩和について

確認制度、許可回数(申請が発給するに要する処理
回数)および渡航制限については、新規申請と同様で
緩和されている。(写真、戸籍抄本を71年5月21日より)
普通渡航証明書の効力確認制度を廃止して、渡航
証明書は数回連続利用、1年以内とされた。

(10) 技術導入の許可権について

(a) H.C. 布令 11 号 2 号 i を改正して、外国人の雇用
許可権を締改の後援された。

(b) b(1) 締改への移譲が不可能な場合は、疏
外人による技術導入の申請を、締改の処理とした
られた。

(11) 在留外国人の管理に関する権限の一部移譲に
ついて

A 在留外国人の在留期間の変更の許可権について

前記許可権は1964年11月24日の公安局長書函で取
引されたが、従来同様、出入管理部長に在留期
間変更の権限を認められた。

B 過怠加算手数料の賦課について

在留登録、期間更新手数料違反については、司法
処分であり、USCAR 公安局長又はその代理人の許
可を要して、過怠加算手数料として、8,100円を

賦課し203か 局長又はその代理人の許可制は
事務を71125として203か、新判を廢し203か
若しくは局長の権限とされた。

(12) 72時間以内の通過査証制度の廢止に
ついて

アメリカ務省の71か 通過査証に21 事務の入境
許可を必要とするが、72時間以内の滞在希望者の
については事務の入境許可を必要としなくなりされた。

(13) 琉球政府裁判所の刑事裁判権の拡大
について

USCARは 1958年9月8日付書簡で 布令第144号
の40ヶ条について行政命令第10節の規定の後述可
し(USCARの裁判権あり)と決定しているが、身内
略の事件の態様、性質、程度を22個Rに判断さ
るべきである。よって、包括的な指室方式を廢し
1. 原則として 琉球裁判所の第一級審判権を2
個々の事件について、琉球裁判所の裁判権を
回復するかどうかを決定するべきとされた。

(14) 外資導入に関する許可権について

現行の民政府布令第11号に規定するとおり外資導
入の許可権は外資導入合同審議会の勧告に基づき
行政主席が行使するものとし民政官による承認制を廢止
されたい。

(15) 民需要石油事業に関する管理権について

(a) 布令第31号は、その内容の示す通り石油事業に
対する民政府の直接干渉をできるだけ減少し、琉球政府
に大なる発言権と参与権を与えようとするが、
實質的には従来と何ら異なることなく石油事業に関
する許可権は米国民政府が保有している。即ち
同布令による石油審議会は首席民政官の諮問機関
とし、審議会の決定は最終的には民政官の承認
を要する。又審議会の委員5名のうち、2名は琉球政府
の職員から任命されることになっているが、決議は3名以
上の多数決によるので琉球政府の立場は非常に弱い。
経済政策立案に関する實質的権限を琉球府に与えることは
責任ある政府としての発展を助長するための必須の条件である。
特に石油はあらゆる工業及び運輸業の又一般家庭の
エネルギー源として公共性を有している。このよう重要

石油事業に関しては、民需等に限りその管理権を早急に琉球政府に移管されたい。

(b) 現在琉球に輸入している石油製品の種類の決定にも市令第31号による権限によって行われているため、琉球経済にとって非常にマイナスイメージがある。例えば、琉球の海運会社の所有する外航船が、例えば日本でA重油あるいはB重油を購入する必要があるか、これは琉球で得られる油脂燃料の種類と価格が機械と経営上の問題にマッチしているかと思われる。輸入石油製品の選択権が琉球政府にある場合は、需要者の要求する種類の油脂燃料を輸入でき、従って企業の合理化が推進される。

(c) 現在琉球政府収入項目の一つに油脂納付金があるが、その性格が非常にあいまいである。

油脂納付金とは、琉球石油板の石油から生ずる利益から民政府の定める琉球石油の取得する利益を控除した利益金で、琉球政府に納付されているものである。

石油の消費者価格は一定されているので、国際価格の変動によって、油脂納付金は不安定に増減する。

その対象である石油の重要性及びその額の大さきこと(62年度予算額240万ドル)はとらえて極めて重要な財源であるにもかかわらず、油脂納付金

の根拠が不明で、琉球政府自体の収入であるのか、米国民政府からの補助金であるのか、その性格がはっきりしない。たゞ米国民政府の予算教書には「米国の配分する石油収入」として、1963年度に260万ドルの油脂納付金を琉球政府収入に具金とある。この補助金としての性格を持っているのかどうかと考えるべきで、明確ではない。この油脂納付金は琉球住民が消費した石油から得られる利益の還元であって、本来租税として政府の収入に算入されるべきものである。自己財源を確立することによって、琉球政府の主体性を確立するためと認め、この不明確な性格を持つ油脂納付金制度を廃止し、明確に法的根拠を持つ油脂税に切り換えるべきである。

(16) 官有林(国有林)の管理経営の委任について

1912年1月2日付
1912年4月12日付 官署并給付指令第2号の附録 H.C
の承諾事項については、その権限を行政市に委任し、
行政の目的に運用し、官有林の管理経営、保安、
維持を促進している旨の旨効を早期に具現せしめらる
ことが必要と思われる。

(17) 宮古島用水管程局の設立布令の廢止について

水道事業は、排水水道法(立法第53号)第1条(事業
の認可)で一島の区域に密接に結ぶついでなる公益
事業であるので、地元市町村を以て経営せしめることが
適切であると、市町村の優先経営を法定している。
地元

市町村自治法も同様である。
したがって、布令第54号を廢止し、水道法、市町村
自治法に基づく市町村組合を設立して水道事業を
経営せしめることが望ましい。
なお、政府は宮古島各市町村を合併して一市に
する計画でもあり、合併を前提として市町村組合

を設立せしむることは、今後の市町村行政上理想的である。
水源の保護対策については別途の民法に上り
規制するにむかふべきである。

(18) 電力会社の管理権の移管について

(a) 健全な電力行政を確立し、発電、送電、配電を健全に
し、電力行政の円滑な実施を期すこと。1954年2月
布令第129号を廢止し、民法に基き、電力を以て設立し、電
力事業に基き、行政事務の権限を認めらる。
(電力事業法は、発電から配電まで行政の権限下にあり、
一官庁に電力行政を所管し、電力会社に對しては規
定のとおり、布告布令優位の運用が、行政の権限行使
が妨げられている。)

(b) 行政事務の権限を行政に委任する手続は、各同業
組合の協賛を以て増強するもの。
(現行は、理事5名、USCAR1、市町村自治法第1、協
賛1、電力会社1、南多1)

(19) 水道公社の権限の移譲について

(a) 臨政の円滑な水道行政を推進する目的は「琉球水道公社の設立の図」が1958年9月4日に公布された「省令第28号」を基として既に設けられた公社に設立し、水道法に基づいてその権限とされる。

(b) 本部の権限と有るに比べて、当分の間、現行課長の臨政例事務を増量される。
(現行は 現行課長、USCAR1、水陸軍1、臨政1、水道公社1、南舎1)

(20) 都市計画法に因る行政権限の介入について

公営公園は近隣公園の性格を帯びた公園であり、那覇市の中心部中央に位置し、かつ南側に都市公園として最適な位置にある。

那覇市都市計画公園の面積は $2.4 \text{ m}^2/\text{人}$ の標準基準 $6 \text{ m}^2/\text{人}$ の約 40% に達しない現状が見られ、同公園の減少は絶対的避けられず、若くは商業学校敷地の敷地は別にあり、(とてこれら2点の格差が一入地であること)。

「公」同公園は都市計画法第4条の法を以て21改正案が決定し、着手される事柄であること、また、第28号もあつた。

(21) 北平士と南西諸島との郵便為替の交換に因る覚書改正について

為替覚書も撤廃され、今日において、日琉間の送金手段は、同12「公」問題に因る、そのことである。1. 現在実施されている日琉間の郵便為替業務は、同12「公」問題に因る、そのことである。USCARの承認を得た、日琉間政府の協定に基づいて行われる。USCAR 命令第128号(通信事業)第1号第2号を改められる。

(22) 無線局の免許の答復、変更又は更新について

同設法の制定と変更については、国際電報通信条約上問題あり、又、米との同設法を制定されているため(条約上沖地は米との通信圏とみなされている)、やむを得ない。その他のことは、電設法の規定に、日琉間の無線局の免許と、第120号改正第2号を廢止される。

(23) 専修学校の免許の発給、変更又は更新について

1963年2月1日付令第128号改正第2号の公布により専修学校等の免許の発給、変更、更新等は、H.Cの事務の取扱を併せ行われ、その取扱は、専修学校等法第12条第2項の2、命令第121号改正第2号に廃止され、瑞政に委ねられた。

(24) 郵便貯金資金の運用について

郵便貯金の運用については、郵政事業特別会計法第15条第1項の日常の業務資金を除いて、瑞銀、各地の地方自治体の指定金融機関の取扱いに委ねられ、その取扱は、郵便貯金総額の10%に在り、瑞銀に特別口座を設けて、法定準備金として、USCAR委員の指配された（1961.7.13 H.C.1-F）、その利率は、瑞政に委ねられた。

郵便貯金資金は、他の金融機関の資金とは異なり、貸付は一応行われず、その運用については、相応法律上の配慮を要するものとあり、瑞政に委ねられ、その利率は、瑞政に委ねられた。

(25) 英語セナーの設置について

従来、英語の所屬をせしむるに、英語セナーの設置は、行われてきた。本年19号に現在のセナーの設置は、1965年度から1971年度に、重点的に、限られた教育を行うため、瑞政文政局に所屬せしめ、自主的に運営せしめられた。

(26) 新設商業学校について

宜野湾市に教地を予定して、設置せしめられた。教地は、瑞政の予定した、宜野湾市の指定地。また、その学校の管理は、現在の石久保支庁と同様に行われ、瑞政に委ねられた。

(27) 火薬製造許可証の持主の公衆局への委託について

火薬製造の取締りは、瑞政に委ねられ、その取扱は、1961年12号に、USCAR公衆局の委託承認制度は、おこなわれ、廃止された。

(20) 布令第144号の道路交通法に適合する部分の改正について

今回の新道路交通法で刑罰が布令で上げられて整備されたのは、~~民法~~民法215条(1)の子を交通事件の効果あり処理が可能と考へられたので、適合する布令の条文を削除された。

- 例: 2.6.2.46 (片側車線及び片側通行付設)
- 2.6.2.47 (車線 " ")
- 2.6.5.2.69 (片側車線交通規則)
- 酒車通行、速度違反、不適合車種、~~片側通行~~

(21) 半島民政府布令による後法の廃止について

法令の適用が属地主義に上った(個人が属主でない)。特別の取扱いは同一法内の特例に設けられた。

後法については、立法府地2の所管に付(2)は平等に上った。ただし、外国人に付(2)は、所管後法(布令第114号)、自動車後法(布令第126号)が例、属主(個人)の向に著しい不公平がある。

よってこれらの布令を廃止し、議政の立法府に委ねる。特別法も同法中に定められた。

(20) 軍地域における娯楽事業の課税について

軍地域内といふは、国防に要する一般の解放に課税された場合は、他の一般娯楽との課税の均衡上から課税されたことになる。

(例) 1955.11.4. 予那城、ハルビン、オホーツク(ハルビン)がユース・センターを開設して、軍地域内での娯楽事業が行われる。このときの取扱いは、USCARs 基地内の娯楽は一般の民間のと同等に課税されること(1955.11.16 経財経部書開第012号)。

(31) 南島金融公社の管理について

(a) 南島公社は、中央と半島に直接関係のない機関であり、議政が適切な経済政策を推進することに資する。同公社を議政の機関として移管し、USCARは指導監督の立場から議政を通じて公社を管理される。

(b) 議政は、移管決定を議政に通知し、議政の答付書に議政の方針を示す要あり。

(b) 議政は、移管決定を議政に通知し、議政の答付書に議政の方針を示す要あり。

領 事 之 塔 号 3 号

(現行は 塔号 5 号 2 号 VDCAR 3 号 改 1 号 内 1 号)

<H>

極 秘

了 別 力 局 長 出
参 官 物 極 秘
免 米 課 長 出

琉球政府の権限拡大 に関する資料

1964年8月

琉球政府

極秘

前文

1962年3月20日、ケネディ米大統領は琉球に対する米国の新政策を発表するとともに、琉球統治の基本法たる「大統領行政命令」の改正に署名し、公布した。このことは琉球における自治の拡大、民生福祉の向上及び経済援助の拡大等について、米政府が真剣な考慮を払い、事態をより、改善するための施策をとるべきことを表明したものであり、なおまた、行政命令第2節に規定する「民主主義の原理を基礎とし、かつ健全な財政機構によつて維持される能率的な責任ある琉球政府の発展を助長し、琉球住民の福祉及び安寧の増進のために全力を尽し、住民の経済的及び文化的向上を絶えず促進する」という基本原則を米政府がより忠実に、かつ、積極的に実践することを意味するものと理解する。

大統領は3月20日の声明において、琉球住民に対する米国の責任をより効果的に遂行するため、いくつかの特定措置をとるよう指令した旨表明し、その中で琉球における自治の拡大について次のように指し示している。

(1) 施政権者としての米國に必ずしも留保される必要のない政府機能を何時いかなる状況の下で今まで以上に琉球政府に委任することが出来るかということを決定するため、琉球列島の政府機能について継続的検討を行なうこと。

(2) 琉球内の米國軍事施設又は琉球列島自体の安全保障維持のために必ずしも重要でないすべての統制を撤廃するため、琉球住民の個人的自由を不必要に拘束しているとみなし得る諸統制について継続的検討を行なうこと。

以上の表明は、琉球政府の自治権の拡大と日米兩國の協力体制による経済的技術的援助の拡大を約束したものと見て、琉球住民はこれを心から歓迎し、その具現を待望していたのである。

しかるに、経済的技術的援助については、一応の成果をあげつつあると一般にも理解されているが、自治権拡大の面についての最近の情勢は、必ずしも大統領行政命令及びケネディ声明にもられた精神に沿っているとは云えない印象を与えており、このことに対する住民の関心は、その度を加えつつあるのが現状である。こうした事実は、米國にとつても、わが琉球にとつても、重要な課題であると思料する。

よつてこゝに資料を整え、貴官の御明鑑にうつたえるものである。

目次

一 基本法の整備について	1
1 行政主席の選任方法について	1
2 行政副主席の選任方法について	1
3 行政主席不信任及び立法院解散の制度について	2
4 上訴裁判所首席判事の任命方法について	2
5 民政府法令形式の明確化及び公布手続について	2
6 米国民政府民政官の権限の明確化について	2
7 基本法の整理について	2
二 法案の事前事後調整について	15
三 予算執行の高等弁務官との調整について	18
四 高等弁務官書簡について	21
五 行政主席の権限の専断について	27
六 その他の要請事項	
1 国県有地の管理権について	29
2 琉球銀行に対する監督権について	33
3 恩赦をなす権限について	35
4 日琉間の司法共助制度の確立について	36
5 米国民政府裁判所における罰金徴収を琉球政府の財源とすることについて	39

6 外国損害賠償請求委員会に琉球側委員も参加できることについて	41
7 米国民政府裁判所で取扱っている少年事件について	43
8 民政府公安局長による出入管理業務に関する指揮、監督権の緩和について	44
9 渡航手続の緩和について	51
10 技術導入の許可権について	53
11 在留外人の管理に関する権限の一部移譲について	57
12 72時間以内の通過査証制度の廃止について	59
13 琉球政府裁判所の刑事裁判権の拡大について	60
14 外資導入に関する許可権について	63
15 民需要石油事業に関する管理権について	65
16 官有林(国県有林)の管理経営の委任について	70
17 宮古島用水管理局の設立布令の廃止について	73
18 電力公社の管理権の移管について	77
19 水道公社の管理権の移管について	79
20 都市計画法に関する行政主席権限への介入について	81
21 日本々士と南西諸島との間の郵便為替の交換に関する覚書改正について	83
22 無線局の免許の発給、変更又は更新について	86

23	無線従事者の免許の発給、変更又は更新について	88
24	郵便貯金資金の運用について	89
25	英語センターの運営について	91
26	新設商業英語学校について	93
27	火薬類許可証に対する公安局長の承認権について	95
28	布令第144号の道路交通法に競合する部分の改正について	97
29	米国民政府布令による税法の廃止について	99
30	軍地域における娯楽興行税の課税について	101
31	開発金融公社の管理権について	103

基本法の整備について

(1) 行政主席の選任方法について

民主主義の制度的表現は選挙制度であり行政権の首長たる行政主席も立法院議員と同じく住民による一般的投票によつて選任されるのが理想である。

(2) 行政副主席の選任方法について

行政副主席は行政主席の補佐機関であり、行政主席と一心同体でなければならないものであるから、その選任方法については、行政主席の意思を尊重し、その最も信任する者を行政主席が直接任命するようにさせてもらいたい。

(3) 行政主席不信任及び立法院解散の制度について

行政主席の選任方法を一般住民の直接選挙によると立法院による指名に基づく方法によるとをとわず、執行機関たる行政主席と議決機関たる立法院は、独立の立場において相互に抑制し、その均衡と調和の上に運営されなければならないものであるが、この両者の間に対立抗争が生じ、その均衡と調和が保たれなくなった場合は、立法院に対し、行政主席の不信任決議権を賦与するとともに、行政主席には、これに対抗する手段として議会解散権を認め、再び選挙を通じて住民の公正な判断を求める方途を開いてもらいたい。

(4) 上訴裁判所首席判事の任命方法について

住民の意思を反映させ、公正な司法権の運用を期するため、上訴裁判所首席判事の任命方法を次のようにしてもらいたい。

(a) 行政主席が公選の場合は、行政主席が任命する。

(b) 行政主席が立法院の指名に基づく高等弁務官の任命の場合は、行政主席の推薦によつて高等弁務官が任命する。

(c) 上記の a、b いずれの場合も、その任期は5年とし、再任を許さないこととする。なお、行政主席が推薦する場合、一般人、一學識経験者からなる推せん機関を設置し、その意見をきいて推せんしたい。

(5) 民政府法令形式の明確化及び公布手続について

現行民政府法令は、布告、布令、指令及び一般命令の形式にわかれているが、それぞれの事項が不明確であるのでその所管事項を明確にするとともに、これが公布手続を一定し、なおその公布前に施行することは避けるようにしてもらいたい。

(6) 米国民政府民政官の権限の明確化について

迅速な事務執行を図るため、民政官の権限を明確にしてもらいたい。

(7) 基本法の整理について

琉球列島の統治に関する基本的事項が琉球政府の設立(1952年布告第13号)琉球政府章典(1952年布令第68号)及び琉球民裁判所制(1952年布告第12号)等に規定され、

り、それぞれ行政命令に重複し、あるいは抵触するものまたは民
立法に委ねて然るべきもの等が混在しているので別紙のとおり整
理してもらいたい。行政命令に集録出来ない場合は、布告、布令
等によつて新たに統一してもらいたい。

なお、必要があれば、法令の整備については、琉米委員会によ
つて検討するのの一つの方法であろう。

法令名	条項名	行政命令に集録すべきか削除すべきかの別	備考(理由)
琉球政府の設立 (1952年布告 第13号)	第1条	削除	琉球政府の存続の根拠は、行政命令第5節に規定されている。
	第2条	削除	行政命令第6節、第8節、第10節及び第11節の規定からして同趣旨のことが理解される。
	第3条	削除	行政命令第6節及び第7節の規定から同趣旨のことが理解される。
	第4条 第1段	削除	行政命令第8節に同趣旨のことを規定している。
	第4条 第2段	集録	琉球政府章典第11条も統合すること。
	第4条 第3段	集録	琉球政府章典第12条も統合すること。
	第4条 第4段	削除	民立法に任すべきである。 (1) 行政府各局の管理運営につき行政主席がその責任を負うことは、当然のことである。 (2) 行政主席は、公務員法の規定により定員法の範囲内で必要な職員を任命することができるようになってきている。

法令名	条項名	行政命令に集録すべきか削除すべきかの別	備考(理由)
琉球政府章典 (1952年布令 第68号)	第4条 第5段 第6段	集録	(3) 公務員の欠格事由については、公務員法にその定めがある。 行政命令に集録するについては別途要請事項について留意してもらいたい。
	第5条 第1段	集録	琉球民裁判所制第1条第1項にも同趣旨の規定がある。
	第5条 第2段	集録	
	第5条 第3段 第4段	削除	民立法に任すべきである。裁判所法を制定し、規定する。
	第5条 第5段	削除	行政命令第10節dの(2)の(11)及び第11節に同趣旨の規定がある。
	第6条	削除	行政命令第12節に同趣旨の規定がある。
	第7条	削除	行政命令第11節に同趣旨の規定がある。
	第8条 以下	削除	
	第1条	削除	琉球列島の地理的境界(1953年布告第27号)に重複している。

法令名	条項名	行政命令に集録すべきか削除すべきかの別	備考(理由)
	第2条	削除	特に定める必要はない。
	第3条第1項	集録	
	第3条第2項	集録	
	第3条第3項第4項	削除	民立法に仕すべきである。 立法院議員選挙法(1956年立法第1号)に同趣旨の規定がある。
	第3条第5項	集録	
	第4条	集録	
	第5条	集録	
	第6条	集録	
	第7条	削除	琉球政府行政組織法(1961年立法第100号)。
	第8条	削除	琉球政府行政組織法。
	第9条	削除	
	第10条	集録	行政主席及び行政副主席に関する部分についてだけ集録。一般職員については、琉球政府公務員法(1953年立法第4号)に規定されている。

法令名	条項名	行政命令に集録すべきか削除すべきかの別	備考(理由)
	第11条及び第12条	集録	琉球政府の設立(1952年布告第13号)第4条も同趣旨の規定であり、統合して集録。
	第13条	削除	行政命令第9節に同趣旨の規定がある。
	第14条	集録	
	第15条	削除	琉球政府公務員法(1953年立法第4号)。
	第16条	削除	行政命令第8節に同趣旨の規定がある。
	第17条	集録	行政命令に集約するについては、別途要請事項について留意してもらいたい。
	第18条及び第19条	削除	行政命令第6節に同趣旨の規定がある。
	第20条	集録	琉球政府章典(1952年布令第68号)第12条及び琉球政府の設立(1952年布告第13号)第4条と関連する部分は、統合して集録してもらいたい。
	第21条	集録	議会の定足数及び議員の登院義務についてだけ集録すること。

法令名	条項名	行政命令に 集録すべき か削除すべ きかの別	備 考 (理 由)
	第22条	集 録	
	第23条	集 録	
	第24条	集 録	集録に際しては、ただし書を削つ てもらいたい。
	第25条	集 録	
	第26条	削 除	民立法に任すべきである。 立法院法(1953年立法第5号) に規定されている。
	第27条	集 録	集録に際しては、第2項の規定は 当然のことであるので、削つても もらいたい。
	第28条	集 録	ただし書以下については、各民立 法に定められているので、削つて もらいたい。
	第29条	削 除	行政命令が球民裁判所制(1952 年布告第12号)民立法等に規定 されているので不要。
	第30条	削 除	行政命令第6節、第8節及び第10 節の規定から同趣旨が理解される。
	第31条	集 録	
	第32条	集 録	集録に際しては、行政命令第7節 及び第8節と重複する部分は整理 してもらいたい。

法令名	条項名	行政命令に 集録すべき か削除すべ きかの別	備 考 (理 由)
	第33条 第34条	集 録	
	第35条	削 除	行政命令第3節に同趣旨のことが 規定されている。
	第36条	削 除	
球民裁判所制 (1952年布告 第12号)	第1条 第1項前段	集 録	球政府の設立(1952年布告 第13号)第5条第1段と統合し て集録すること。
	第1条 第1項後段	削 除	
	第1条 第2項	削 除	行政命令第10節に同趣旨のこ と規定されている。
	第1条 第3項	削 除	刑法(明治40年法律第45号) に同趣旨のことが規定されている。
	第2条 第1項	削 除	民立法に任すべきである。裁判所 法を制定し、規定する。
	第2条 第6項	削 除	民立法に任すべきである。人身保 護法を制定し、規定する。
	第2条 第7項	削 除	民立法に任すべきである。 裁判所法を制定し、規定する。
	第2条 第7項の1	削 除	刑法並びに訴訟手続法典(1953 年布告第44号)に規定すべ きである。

法令名	条項名	行政命令に 集録すべき か	理由(理由)
	第2条 第7項の2	削除	民立法に任すべきである。
	第2条 第7項の3	削除	刑法並びに訴訟手続法典(1955年布令第144号)に規定すべきである。
	第2条 第8項	削除	民立法に任すべきである。裁判所法を制定し、規定する。
	第2条 第8項の1	削除	第2条第7項の3と重複する部分を除き、民立法に任すべきである。民事訴訟法(明治23年法律第29号)に同趣旨の規定がある。
	第2条 第9項	削除	民事訴訟法に同趣旨の規定がある。
	第3条	削除	民事訴訟法、刑事訴訟法(1955年立法第85号)及び裁判所法で規定すべきである。
	第4条 (「上訴裁判 所の構成及 び首席判事 の任命に関 する部分」)	集録	集録に際しては、別途要請事項について留意してもらいたい。
	「その他の 部分」	削除	民立法に任すべきである。民事訴訟法、刑事訴訟法及び裁判所法で規定する。

法令名	条項名	行政命令に 集録すべき か	理由(理由)
	第5条 第1項	削除	民政府布令744号の規定から同趣旨のことが理解される。
	第5条 第2項前段	削除	立法勸告権は、行政主席の専権とすべきである。
	第5条 第2項後段	集録	
	第5条 第3項	集録	行政命令第10節及び琉球政府の設立(1952年布告第13号)第5条第5段の同趣旨の規定と統合整理すること。
	第5条 第4項	削除	刑事訴訟法(1955年立法第85号)に同趣旨の規定がある。
	第5条 第5項	集録	
	第6条 第1項	削除	民立法に任すべきである。裁判所法を制定し、規定する。
	第6条 第2項	削除	琉球政府公務員法(1953年立法第4号)に同趣旨の規定がある。
	第6条 第3項	削除	財政法(1954年立法第55号)に同趣旨の規定がある。
	第6条 第4項	削除	

法令名	条項名	行政命令に 集録すべき か削除すべ きかの別	備考(理由)
	第6条第5項 及び第7項の A	削除	民立法に任すべきである。 裁判官分限法及び裁判官弾劾法 を制定し、規定する。
	第6条第6項	削除	不要(ただし、規定するに しても裁判所法で規定すべきである。
	第6条第7項 のB	削除	行政命令第17節(a)(3)と同趣 旨の規定がある。
	第7条	削除	民立法に任すべきである。 弁護士法、法曹会法、裁判所法 を制定し、規定する。
	第8条及び 第9条	削除	

法案の事前事後調整について

(1) 経緯

琉球政府の前身たる臨時中央政府が置かれていた1951年当時米国民政府は、臨時中央政府に対し、「臨時中央政府の立法手続」と題する訓令（1951年6月7日付）を発した。同訓令は「琉球の基礎的法律過程においては、その根本的要点は、民政府の政策と一致したものでなければならない」ので「恒久的琉球中央政府が設立されるまで法案の作成過程中に相互間で非公式に調整をする」必要があるとしてすべての法案について琉球政府は米国民政府と調整するよう命じた。

1952年4月7日琉球政府が発足したが、上記訓令による調整制度は慣行的に引き続き行なわれ今日に至っている。琉球政府では現行の調整制度を簡素化すべく再三にわたって要請してきた。

(2) 現況

事前調整

(a) 立法参考案の全部についてこれを英文に翻訳して米国民政府へ提出し、細部の規定や立法技術的な面について調整するため多大な時間と労力を費している。

(b) 米国民政府の回答が遅れて時宜に適した勧告ができない。
例えば、公務員退職年金法案、公務員共済組合法案及び物品税法案等

相当長期にわたって調整しているが、未だに調整がつかない状況にある。

事後調整

(a) 立法院で可決された立法案の全部について、これを英文に翻訳して米国民政府へ提出し、調整する。例えば、事前調整をして立法勧告をし無修正で可決された立法案も同様である。

(b) 従つて、行政主席の署名期限（15日間）まぎわで署名公布をしている現状である。

以上のような実情にかんがみ、琉球政府では1956年11月高等弁務官に対し調整制度の改善を討議するための米琉合同委員会の設置を提案し、これに基づき合同委員会が設置され双方の意見を調整し高等弁務官に進達したが、現在までその承認がない。

(3) 改善策

政治権力の最も大きな作用である立法作用の前提たる立法勧告が適切かつ合理的に行なわれるよう米国民政府と琉球政府が意見の調整をすることが必要なことは言うまでもない。しかし、この調整制度の目的は、あくまで琉球政府の立法事項の基本的な問題について勧告及び助言をすることであり、その実際の運用に当つては、この目的の範囲内にとどめ、琉球政府の自治を最大限に認めるべきである。よつて、次のとおり改善するよう要請する。

事前調整

- (A) 行政命令第1/1節の規定により高等弁務官の拒否権の対象となる立法勅告案については、法案の全文を米国民政府に提出して調整する。
- (B) 既存の立法の一部改正で、内容に重要な変更がない法案については、調整しない。
- (C) (A)及び(B)以外の法案についてはその大綱を示して米国民政府の対応する局と調整する。

事後調整

立法院で議決になつた立法案については、事前に調整したものと、重大な変更があるものについてのみ調整する。

なお、立法院の中で議決された案について、多大の時間と労力を費している現状にかんがみ、このことについても改善してもらいたい。

例えば、伊平屋丸の建造、道路使用申請及びギイジャバンダ水源の余剰水の使用等の事例がある。

予算執行の高等弁務官との調整について

A 工事等の検査について

(1) 経緯と現況

日米両国政府援助による事業の工事等の検査は、「琉球における援助計画の執行に当つて拠るべき原則」の第3項a及び「同意書」の4項により民政府・琉球政府双方の検査が必要とされ、いわゆる二重検査となつている。そのため

- (a) 多数の援助事業の工事等の検査に、米国民政府側の検査要員が少ないため検査日程が必ずしも守られず、検査に日時を要し支払遅延の一因となつているのが一般的な現状である。
- (b) 検査に關し米国民政府・琉球政府の職員間において技術的な意見の相違がある場合もあり、その調整に日時を要し、支払遅延の一因となつているほか、契約上の権利義務の履行に疑義を生じ相手方に琉球政府の不信感をいだかせるような場合がある。

特に工事が繰越工事であつて6月30日迄に検査を終らなければならない場合、前述の事例が起きると予算上の措置がとれず、その調整に苦慮した例がある。

(例) 馬天港防波堤工事 1962年度繰越工事

RIA資金による校舎建築

(2) 改善策

援助金による事業の建前からして、米国民政府の検査を廃することは困難と思料するが、検査が円滑かつ能率的に行なわれるよう次の措置を講じてもらいたい。

(a) 米国民政府と琉球政府が協議のうえ、検査基準を設定しその基準に基づいて双方の検査施行ができるようにしてもらいたい。

(b) 米国民政府側検査官が琉球政府の関係法令を研究するようにしてもらいたい。

(3) 関係法令及び参考資料

1963年6月19日付A.P.O 48 琉球における援助計画の執行に当つて要すべき原則

1964年2月18日付A.P.O 同意書

B 予算計画にない事業執行を要求されることについて

(1) 経緯と現況

予算の執行については、当初計画をむやみに変更すべきではない。しかしながら、現在経済局、建設運輸局、厚生局、文教局等援助金による事業を執行している局においては、米国民政府からの要求により執行途中においてさだに、計画にない事業の執行を指示され、急に大きな予算の変更を余儀なくされる事が多い。また、援助金は全く関係のない琉球政府資金につい

てもかゝる事がある。

このようなことは、予算のもつ意義及び正常な予算執行を妨げるところである。

(例) 石垣港浚渫工事用の火薬の購入。

浚渫船の運営計画を変更させられたための増となつた経費。

水稻三期作試験。

農業試験場パンフレット印刷。

変染菌夫婦樹標水道配管工事。

宮古水源調査の役務賃。

工業研究所の材料試験に必要な経費。

(2) 改善策

米国民政府は、行政主席の権限及び琉球政府の財政関係法令を尊重して、琉球政府に対し予算計画にない事業を要求して、急に多大な琉球政府予算の変更をきたすような指示をしないようにしてもらいたい。

高等弁務官書簡について

(1) 経緯と現況

琉球列島米国民政府の長は、必要な場合には、これまで琉球政府の長に対し、いろいろ内容の異なつた米国民政府書簡を發している。

琉球列島米国民政府の長が發するいわゆる琉球列島高等弁務官書簡は、1957年7月5日公布施行した琉球列島の管理に関する行政命令第22節に明示された「能率的な責任ある琉球政府の発展を助長」するために、その目的から「指導助言、勸告」することにあると信じている。

しかしながら、その書簡の中には、法的なもの、指示命令的なものもあり、民主立法で琉球政府行政主席の権限にあるにもかかわらず高等弁務官書簡をもつて行政主席の行政権に介入し、又はその権限を排除している。これらの事例は、高等弁務官書簡のもつ本質を曖昧にし、かつ、法形式の明確を欠くとともにその書簡の取り扱いをめぐつて憂慮すべき幾多の問題が生じ、遺憾である。

今後高等弁務官は書簡の内容に留意し、可能な限り琉球政府の自主性を尊重するよう要請する。

(2) 改善策

法的な内容をもつ性質のものは、書簡によらないで、必要があれば布告等の明確な法形式に基づいて行なうよう要請する。

今後高等弁務官の書簡については、行政主席を拘束するような文言をさけ、琉球政府としても、高等弁務官書簡は、「助言、勸告、通知」の意味において受けとることを確認してもらいたい。

ちなみに、別紙書簡を参照されたい。

(a) 法的内容をもつ高等弁務官書簡

○1959年11月3日付軍醫備隊による交通違反の検査についての行政主席あて米国民政府書簡

○1961年8月10日付琉球政府出入管理部の運営についての行政主席あて米国民政府書簡

○1963年11月7日付琉球籍海洋船の検査についての行政主席あて米国民政府書簡

(b) 指示命令的内容をもつ高等弁務官書簡

○1963年8月16日付 1964年度一般会計予算についての行政主席あて米国民政府書簡

○1963年5月16日付琉球政府1964年度一般会計予算についての行政主席あて高等弁務官覚書

○1964年5月11日付、1964年度一般会計補正予算についての行政主席あて米国民政府書簡

- 1964年6月24日付1964年度一般会計予算の補正に
ついての行政主席あて米国民政府書簡
- 1964年5月5日付1965年度一般会計予算についての
行政主席あて米国民政府書簡
- 1964年5月12日付1965年度所有者不明土地管理特
別会計予算についての行政主席あて米国民政府書簡
- 1964年5月12日付1965年度失業保険特別会計予算
についての行政主席あて米国民政府書簡
- 1964年5月13日付1965年度合衆国軍使用土地賃借
料特別会計予算についての行政主席あて米国民政府書簡
- 1964年5月20日付1965年度労働者災害補償保険特
別会計予算についての行政主席あて米国民政府書簡
- 1964年5月25日付1965年度政府立病院特別会計予
算についての行政主席あて米国民政府書簡
- 1964年5月28日付1965年度大衆金融公庫予算につ
いての行政主席あて米国民政府書簡

- 1964年6月9日付1965年度琉球海外移住公社予算に
ついての行政主席あて米国民政府書簡
- 1964年5月23日付郵便貯金法の一部を改正する立法案
についての行政主席あて米国民政府書簡
- 1962年8月24日付立法案第69号労働者災害補償保険
法及び立法案第70号労働基準法の一部改正についての行政
主席あての米国民政府書簡
- 1963年7月1日付日本政府、琉球政府の琉球列島におけ
るマグロ船屯数割当協定についての行政主席あて米国民政府
書簡
- 1963年11月14日付トロール船についての経済局長あ
て米国民政府経済開発部長書簡
- 1964年3月11日付琉球の貴重サンゴ業についての行政
主席あて米国民政府書簡
- 1963年11月8日付外国船籍深海マグロ漁船の購入承認
についての行政主席あて米国民政府書簡

○1963年12月9日付琉球政府工事契約の改正についての行政主席あて米国民政府書簡

○1963年10月19日付石垣港の浚渫工事についての行政主席あて米国民政府書簡

○1963年8月16日付一般職の職員の給与に関する立法の一部を改正する立法案についての行政主席あて米国民政府書簡

○1963年7月15日付沖縄平和観音像の政府協力についての行政主席あて米国民政府書簡

○1963年6月19日付琉球における援助計画の執行にあたって拠るべき原則についての行政主席あて米国民政府書簡

○1954年5月8日付中央労働関係委員会についての行政主席あて米国民政府書簡

○1954年7月13日付中央労働委員会についての行政主席あて米国民政府書簡

○1963年3月11日付検査法についての行政主席あて米国民政府書簡

○1960年2月19日付立法案第3号災害被災者に対する租税減免徴収猶予等に関する立法についての行政主席あて米国民政府書簡

○1957年1月10日付合衆国軍隊免許規則により登録を受ける車両に対する自動車税法の適用についての行政主席あて米国民政府書簡

○1964年4月6日付琉球政府自動車道路税についての行政主席あて米国民政府書簡

○1963年1月30日付物品税法に添付された課税物品表(1958年10月27日付高等弁務官布令第17号)の第0類第13号の疑問点についての行政主席あて米国民政府書簡

行政主席の権限尊重について

(1) 現況

高等弁務官の行政介入については、いろいろ問題が生じている
例えば

(a) 琉球農業協同組合連合会及び病院の検査については、本来行政主席の権限で行なうべきものであるが、高等弁務官は、行政命令第2節に基づくものとして、これらの検査を実施しており、かかる行為は、いろいろの点で、住民に不安と疑念を与えている。

(b) 行政主席の人事権については、公務員法によつて規定されているが、現在金融検査部の部長、検査官及び宮古水道管理局の役員は、布令によつて高等弁務官の権限とされている。

(c) その他行政主席の権限として規定されているにもかかわらず高等弁務官によつて介入された事例が少なからず存する。

1、2の例を挙ると

① 郵便切手の発行の停止又は発行前の承認を指示した書簡が発せられている。

② 一般職の職員の給与に関する立法で行政主席又は人事委員会に委任された事項について高等弁務官の事前の承認を指示

した書簡が発せられている。

(2) 改善策

上記のような事例は、琉球政府の権限を尊重すると云う原則に照らして遺憾であるので、今後、高等弁務官は、行政主席の権限を尊重するように希望する。

(3) 参考資料

1963年7月2日付琉球農業協同組合連合会の会計検査についての同会長あて高等弁務官文書

1963年7月15日付 A.P.O 48 行政主席あて米国民政府書簡

1963年8月16日付 HORI-DA 行政主席あて米国民政府書簡

国 県 有 地 の 管 理 権 に つ い て

(1) 経 緯

- (a) 対日平和条約発効前における国県有地の管理は、陸戦の法規慣例に関する条約（ベグ陸戦条約）第55条の規定に基づき、米国が占領国として、日本の国有不動産たる国県有地を管理し、又自ら使用したのであるが、これは、米軍による沖縄占領と同時に発布された米国海軍政府布告第7号によつて、総ての国有財産及び国有財産と決定された総ての財産は、南西諸島軍政府長官及び、その任命による財産管理官の管理に属する旨明確にされた。
- (b) 平和条約発効後における管理は、平和条約第3条の規定に基づいて米国の国県有地管理権が生ずるものと解され、条約発効前に引続き米国の管理の下におかれ現在に至つてゐる。
- (c) 琉球政府は、数度にわたつて、国県有地管理の琉球政府移管を要請してきたのであるが、1960年6月2日付弁務官書簡によつて、国県有林産物の処分及び林野の賃貸については、米国民政府の事前承認の下に琉球政府が管理することになり、更に1960年9月12日付弁務官書簡によつて、干潟の管理が琉球政府に移管された。

(2) 現 況

- (a) 琉球政府の数度の要請によつて漸く、干潟及び林産物の処分、林野の賃貸等、一部の管理移管を見たのであるが、なお、宅地及び農耕地等2,203,000坪(米軍使用土地を含まない)は更に1961年4月25日、文書をもつてその管理移管を強く要請してあるが、爾来何ら進展を見ないまま現在に至つてゐる。

(b) 国県有別、地目別、国県有地面積表(単位坪)

	国 有 地	県 有 地	計
宅 地	53,529.74	448,629.99	502,159.73
農 耕 地	2,266,606.00	453,947.00	2,720,553.00
雑 地	28,272.37	17,332.00	45,604.37
保 林	5,099.30		5,099.30
山林、原野、沼	111,806,218.98	3,189,485.00	114,995,703.98
道 路	1,815.00	8,800.47	10,615.47
計	114,161,539.39	4,118,194.46	118,279,733.85

(d) 利用状況別(単位坪)

琉球政府管理中の山林、原野	39,424,825.58
使用中の宅地、農耕地	576,534.07
米国民政府が直接使用している山林、原野、宅地等	76,075,248.93
住民に有償で貸付とある、宅地、農耕地	2,203,072.27
計	118,279,730.85

(a) 干潟及び林産物処分、林野の賃貸権移管による政府収入(1963年度)

(イ) 干潟貸付及び砂等の販売収入	\$ 7,616.88
(ロ) 林産物収入	\$ 16,666.14
(ハ) 権貸付収入	\$ 4,299.88
計	\$ 28,582.90

(c) 改善策

本来国県有財産については、琉球住民も、大きな利害関係を有し特に県有財産については見方によれば事実上の所有者ともいえよう。従つて琉球政府にその管理権を移譲することによつて何ら不合理は生じないものと考えらる。さらに現在米国の管理下における賃貸料は極めて低廉で適正を欠く点もあると考えられるので、現在住民に対して貸付けである宅地及び農耕地等2,203,072.27坪

を琉球政府に移管し、適正な賃貸料で貸付けることによつて、有力な政府財源ともなり、また、該土地の適正利用の面からも、琉球政府において管理するのが最も望ましい。

因みに、上記2,203,072.27坪を、土地借賃安定法に基く適正地料で貸付けるとすれば、およそ、765,000ドルとなる。

この場合も最終的な管理の権限は米側に留保し琉球政府は高等弁務官の事前承認により管理を行つても差し支えないので御検討願いたい。

(4) 関係法令及び参考資料

1. 米国海軍軍政府布告第7号
2. 土地借賃安定法(1959年立法第1号)
1961年1月30日付首席民政官あて行政主席書簡
1961年3月2日付行政主席あて民政府書簡
1962年1月4日付首席民政官あて行政主席書簡
1962年2月27日付首席民政官あて行政主席書簡
1962年4月5日付行政主席あて民政府書簡
1963年3月8日付首席民政官あて行政主席書簡
1963年4月13日付行政主席あて民政府書簡

琉球銀行に対する監督権について

琉球銀行は1948年5月4日付米国民政府布令第1号によつて設立されたが同布令の一部をなす琉球銀行条例の定めるところにより、銀行株式の議決権の5/8以上を米国民政府が保有することとされている。1958年のドル通貨への切り替えまでは琉球銀行は中央銀行的性格を有していたのであるが、今日では一般銀行業務を行つて普通銀行である。

琉球政府は1954年琉球におけるすべての銀行に対する監督、規制及び許可、認可等の適正等を期するため銀行法を立法施行したのであるが、前記布令が施行されているため琉球銀行については銀行法による規制を受けていない。銀行株式の5/8を米国民政府が保有しているという特殊な事情はあるにしても琉球銀行をその他の普通銀行と区別して特別法によつて琉球政府による規制の枠外におくことは妥当でないと考えられる。

なお、米国民政府の保有株式についても、元来普通銀行の資本金は民間投資によることが原則であり、政府は出資者としてではなく法律に基づき銀行に対する監督、規制等の作用により銀行に対する信用の維持と預金者その他債権者及び株主の保護を企む任務を持つべきであり、今もつて米国民政府が琉球銀行の過半数の株式を保有することは妥当で

ないと考えられる。1948年琉球銀行が設立された当時から数年の金融事情の下では経済発展に寄与するための各種産業に対する資本貸付のための琉球銀行の設立のために米国民政府が過半数の株式を保有しなければならなかつた事情もあつたがもはや今日では琉球経済自体も銀行に対する投資を充分行い得る状態にきているものと考えられる。

(2) 改善策

前記琉球銀行に関する米国民政府布令を廃止することによつて琉球銀行についても他の普通銀行と同様、銀行法による琉球政府の監督の下におくとともに米国民政府の保有している株式は民間資本に広募させてもらいたい。

(3) 関係法令

1948年5月4日付米国民政府布令第1号

1954年10月29日立法第63号 銀行法

恩赦をなす権限について

(1) 経緯と現況

米国の統治下に在る琉球に於て恩赦をなす権限は琉球列島の管理に関する行政命令（1957年行政命令第10713号）第11節の規定により高等弁務官にあり、爾来布告により公布されて実施されて来た。

(2) 改善策

恩赦をなす権限を琉球政府の行政主席に委譲し、行政主席は、高等弁務官の承認を得て、その恩赦権を行使することができるようにしてもらいたい。なお、恩赦の方法効果等については民立法による恩赦法を制定したい。

日琉間の司法共助制度の確立について

(1) 経緯と現況

琉球と日本との地理的条件から犯罪者が刑事責任を免かれるため琉球から日本へ又日本から琉球へ逃亡する者が後をたらず司法事務の遂行上大きな障壁となつている。その数は1953年から1964年7月7日までに108件に及んでいる。琉球における司法の權威を確立し、社会の安寧秩序を維持する上からも、早急に日琉間の司法共助制度を確立する必要があるとして、1954年11月5日付で当時の米国民政官あて「必要な措置を講じてもらうよう」依頼したのであるが、これに対し1955年5月3日付で「琉球列島長官は、現在外交上のレベルの見地から本件を考慮中である」という回答があつた。その後1961年10月に来島したケイセン調査団にもその実現方を要望したが、何等の措置もとられなかつた。

続いて1963年12月26日づけで高等弁務官布令50号が公布された。しかしこの布令は、日本から沖縄に逃亡した者について日本政府からの引渡要求については解決しているが、沖縄から日本への逃亡者については依然として未解決のままである。

(2) 改善策

その解決策については、国際法上ないしは、事司法上における

沖縄の地位の問題等がからみ相当困難な問題であり、琉球政府においても根本的解決策は見出していない。しかし一応次の方法が考えられるので、検討を願いたい。

即ち、本土と琉球間で覚書等により犯罪人引渡について取極めを行う方法が考えられるが、沖縄の国際法上の地位から疑問もあるが、本土と南西諸島との間の貿易及び支払に関する覚書(1952-7-10)、本土及び南西諸島間郵便為替規則(1953-1-19)の先例もあり、検討に値すると思われる。

(3) 参考資料

次は日琉間の逃亡犯罪人調べ(警本の資料による)

年度別	琉球から本土へ				本土から琉球への逃亡被疑者数
	被疑者	被告人	刑言渡後	計	
1953	0	4		7	
1954		8		8	
1955		4		4	
1956		1		1	
1957	1	2	1	4	
1958	4	2	8	14	

1959	1		3	4	3
1960	7		7	14	5
1961	13	1	3	17	6
1962	16			16	
1963	2			2	
1964	5			3	
	50	22	22	94	14

米国民政府裁判所における罰金収入を
琉球政府の財源とすることについて

(1) 経緯と現況

従来米国民政府裁判所において言渡された罰金は、米国民政府司法部で徴収し、琉球政府の内政局に廻され、琉球政府の才入予算に入っていた。ところが、1956年4月から法的根拠がないとの理由で中止されている。

(2) 改善策

罰金収入を琉球政府の財源にすることは、裁判権の問題とは何ら関係なく、いささかも米国民政府の裁判権にかか⁴⁷るものではない。米国民政府裁判所で言渡された懲役、禁錮等は、琉球政府の刑務所に服役せしめることによつて執行されているので罰金刑についても、これを琉球政府で執行することとし、その収入を琉球政府の財源にしてもらいたい。

(3) 参考資料

中止前の最近2ヶ年の琉球政府に納入させた額は、

1955年度(会計年度) 2,702,398円(\$22,519)

1956年度(会計年度) 1,682,604円(\$14,021)

となつている。

現在は、米国民政府司法部で徴収された罰金は、米政府の収入となつている。その額は、

1960年度(会計年度) \$ 20,000.00

1961年度(会計年度) \$ 10,000.00

1962年度(会計年度) \$ 11,617.35

である。

外国損害賠償請求委員会に琉球側委員も参加
できることについて

(1) 現況

損害賠償の請求を処理するための現在の外国損害賠償請求委員会は、加害者である米軍人、軍属と同じ部隊の軍人だけで組織されているので、やゝもすれば、加害者を擁護し、または有利になるような裁定を行なつてきたきらいがないでもない。このように、加害者、被害者の両当事者がそれぞれの立場から意見を述べ、主張できる委員会ではないので、加害者の一方的な立場を擁護するための委員会であるとの印象を強く与えている。

(2) 改善策

現在、軍用地移収に附随して生ずる諸問題を解決するため、米琉双方から選ばれた委員で組織運営されている米琉土地諮問委員会のように加害者、被害者、双方の立場から意見を述べ、証拠が提出できるように、外国損害賠償請求委員会に琉球側委員も参加させてもらいたい。

即ち、外国損害賠償請求委員会に琉球側委員も参加できれば、被害者である琉球人の生命財産を擁護するため意見を述べ、証拠を提出することにより、これまで以上の公平な損害賠償請求の裁定がなされるものと確信するからであり、また米琉親善のため役

立つものと思料されるからである。

(3) 関係法令及び関係資料

ロバート・S・ビートラー書簡。(1952年12月4日付)

外国補償請求法(連邦法第10篇)第2734条及び第2735条

上記に基く陸軍、海軍、空軍規則。

ゼイムス・エス・ルイス書簡(1952年12月23日付)

米国民政府裁判所で取扱っている少年事件について

(1) 経緯と現況

1960年12月31日から少年法及び少年院法が施行され、少年犯罪に強力に対処する少年保護制度が確立されたに拘らず布令144号違反事件等で米国民政府裁判所が裁判権をもつ刑事事件については依然として少年関係法施行後も米国民政府裁判所が直接刑事事件として処理されているが、少年関係法の一般的精神からも、又少年の特殊的心身状況を考慮された特別取扱手続があることからしてもこれは好ましくないので現在米国民政府裁判所が裁判権をもつ刑事事件のうち、少年事件については、その裁判権を琉球政府に移譲し他の一般少年事件と同様少年法の手続に基づき家庭裁判所をして処理させるようにするよう改善する。なお米国民政府裁判所で取り扱う事件数はこれまでの例からみると年間約10件(10人)位とのことである。

(2) 改善策

米国民政府裁判所の管轄する刑事事件のうち、少年事件については琉球政府に裁判権を移譲するようにする。そして布令144号違反事件等も、その捜査検察裁判等の刑事手続の各段階のすべてを含めて琉球における一般少年事件と同様家庭裁判所の審判を受けられるようにしてもらいたい。

民政府公安局長による出入管理業務に関する
指揮・監督権の緩和について

(1) 経緯と現況

経緯

(a) 出入管理部は、1952年2月28日布令第67号「警察局の設置」により警察本部の内部分課である「出入管理課」として発足し、同布令第26条0項「出入管理課は、米国民政府公安部出入管理課長の指揮及び直接の監督の下に運営される。局長は、同課の能率的運営に必要な備品、消耗品及び琉球人の職員を提供するものとする。」の規定により運営されることとなつた。したがつて、米国民政府は同課に出入管理課長外必要な民政府職員を配置し、われわれ琉球政府職員を直接指揮・監督して業務運営を実施した。

(b) 琉球の復興発展に伴い出入管理業務も年々増大するにいたり、従来の機構組織では業務の運営が困難となつて、1955年3月9日前記布令第67号改正第3号により、出入管理課を警察局の外局として部に昇格させ、同時に民政府は、この機構改革を契機として1955年末頃一部入城許可担当の職員を減して出入管理課長その他の職員を民政府公安部に引揚げ、従来実施してきた書類の直接決裁はできる限り避ける

方針をとつた。

- (6) ところで、1961年7月「琉球政府行政組織法」の改正により、出入管理部は警察局から法務局に移管するところとなり、従来布令によつて規定されていた指揮、監督権が行政主席の権限による法務局組織規則に規定することができなくなつて、布令に代つて1961年8月10日付高等弁務官書簡が発せられるに至つたが、現在は昔の直接決裁方式に逆戻りしている。

現況

まず指揮、監督権の行使は、権限の範囲を明確化し、権限の委任を行う場合には、文書によるのが望ましいが、現在の公安部のやり方は専ら口頭で指示しあるいは取消したりして責任の所在が明らかでない場合がある。従つて命令は断片的になされ、ケースバイケース式に行なわれるため行政の画一性を失い、公正な出入管理及び積み重ねの行政は期し難い。

- (例) 出入管理令が施行されてから12年経過したが、いままなおその施行規則がなく、しかもわれわれ出入管理部職員が規則、取扱要領等訓令を企画立案して草案を送付し、または法令の變義照会を行つても公安局は理由なくこれを保留している状態で、折角日本に研修生

を派遣したり、外国から関係資料を取り寄せて出入管理業務を研究してみても、実際に活用できない現状である。

(2) 改善策

- (a) 出入管理行政の特質からしてかかる直接行政の形態がとられるのは、沖縄の地位からみてやむを得ないが、外部に対し、琉球政府職員をもつてその行政が運営されている以上業務上での権限の分野をけつきりと区分しなければならぬ。まづ現行出入管理令で考えられることは上陸審査、特例上陸の許可、在留登録、違反調査については出入管理部に権限が委任されていると解されているので、これらの榮文の運用に要する規則、訓令等の制定権を出入管理部長に委任すること。委員事項については、直接の指揮権を行使しないようにしてもらいたい。
- (b) 若し、第一項の要求が認められなければ、現在送付中の規則、訓令等の草案について出入管理部と調整を行ない、すみやかに制定する措置を講じてもらいたい。
- (c) 公安局に出入管理行政の専門官を置き、出入管理部に対し指導力を高め、連けいを密にしてもらいたい。
- (d) 現行出入管理令は、先に指摘したように不備の点があるので、すみやかに改正してもらいたい。

(6) 関係法令及び参考資料

琉球列島出入管理令(1954年民政府布令第125号)

1961年8月10日付琉球政府出入管理部の運営について

の行政主席あて、米国民政府書簡

未回答の要請、照会文書一覧表(1953年8月以降)

未回答の要請・照会文書一覧表

1963年8月以降

文書名	布令及び通条	内容	備考
1 1963年8月2日法出第1880号 1952年米国民政府布令第125号「琉球列島出入管理令」の改正要望について	出入管理令 全文	出入管理令の条文の不備を是正するため、その全条文にわたって逐条不備点を説明	事務執行に支障をきたしていたので、民政府公安局長に接した結果、文書を提出せよとの指示により本文書を送付したが、高等弁務官に布令改正の意志がないとの理由で未だ実現していない。なお、本文書の内容については何等指示等もない。
2 1964年2月10日法出第339号 疑義照会について	出入管理令第23条、第21条	再入域の許可をもつて出域する外人は、出域の際在留許可証を返納しなければならず又再入域の際に同許可証は返還されると規定されているが、再入域の際の本人に対する在留許可証受領義務についての規定がないが、その者の在留許可証携帯義務の有無及び携帯義務発生はいつかについて	何等回答なし
3 1964年2月12日法出第338号 疑義照会について	出入管理令第34条	運送業者の責任について規定しているが 1 運送業者の範囲は、船長を含むか？ 2 運送業者は入域又は在留を許可されていないものを上陸させてはならないと規定されているが、入域許可及び在留	

		許可を有している者が上陸を許可されなかつた者即ち上陸証明を受けていない者も含まれるか。		
4 1964年5月4日法出第1097号 入城の日から30日以内の滞在期間更新を希望する者の事務取扱について	適条なし	出入管理令には在留許可更新に関する規定がないため、許可更新手続きは在留許可証の有効期間の更新に関する規定によっている。 従つて30日未満の滞在許可で入城している者の許可更新は、その者が在留許可証の交付を受けていない(在留許可証取得義務は30日以上)の者)ため、新たに事務取扱いを定め、必要があるので、当部で定めた事務取扱についての承認。	未だ回答がないため、一般書式による願書で処理している。	
5 1964年6月12日法出第1451号 永住許可申請事務取扱要領制定の承認について	指令5号「永住許可について」	旧取扱要領訂正の要があるため	回答なし	
6 1964年9月26日法出第2348号 疑義照会について	"	1 永住許可申請要件中、3年間居住要件についての不在期間の計算方法 2 居住要件を免除されている元琉球籍者の提出すべき生活能力証明は、近親者の保証書をもつてこれに代れることについて		

渡航手続の緩和について

(1) 経緯と現況

経緯

琉球住民の渡航証明書には、普通用と数次往復用の二種類がある。従来布令第147号「琉球住民の旅行管理」の規定によれば、普通用は一回限りの使用で無効となり、したがって渡航の度毎に写真、戸籍抄本等を添えて新規に申請しなければならず、また数次用は一年間渡航回数を制限なく使用できるので、商用目的のみに適用されていた。

ところで、琉球住民の渡航者が年々増えるにしたがって次第に渡航緩和の世論が高まり、米国民政府は、その世論と事務の簡素化の観点から1960年に前記布令改正第3号を制定して、普通証明書を効力確認を受けることによつて発行の日から4年使用できるようにし、さらに、1962年改正第5号により数次往復用証明書を有効期間を3年にし、適用範囲を進学目的の学生にひろげ、現在にいたっている。

現況

現行の布令第147号改正第3号による普通渡航証明書の効力確認制度については、新規申請の形態を変えて、単に写真及び戸籍抄本等の添付の不便、無駄を取り除いただけで、問題と

なっている許可回数（申請から発給までに要する処理回数）及び渡航制限については、新規申請同様緩和されておらず、しかも数次往復用は特定商人及び学生に限られているため、一般住民の要望する実質的改善までには至っていない現状である。

(2) 改善策

普通渡航証明書の効力確認制度を廃止して、渡航証明書は数次往復用のものに統一してもらいたい。

技術導入の許可権について

(1) 経緯と現況

経緯

(a) 1952年民政府布令第90号「琉球列島における外国人の投資」により、技術導入の許可は経済局が主管（米琉合同技術導入審査委員会制度採用）していたのであるが、1958年高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」の公布により前記布令第90号が廃止された。その結果前記改正布令第8項b「琉球列島内で就労したい者は、琉球政府出入管理部に申請しなければならない。」に基き、技術導入の許可は出入管理部が所管することとなった。

(b) そこで、出入管理部では、改正布令の取扱方について民政府公安局と調整を行い、技術導入の許可申請については一応出入管理部長が琉球政府関係機関と協議の上許否を決定し、許可すべきものに対しては資格証明書を発行する旨の手續方法を定めそれによつて事務取扱を開始した。

(c) しかしながら、突然1961年4月民政府公安局長から「技術導入に関しては民政府で事前に検討を行ない、更に琉球政府と調整する必要がある。」との理由により、出入管理部長による取扱を中止するようにとの指示があり、以来出入管理部は、

申請書を受付けて民政府に進達し、そこから許可通知のあつたものについて許可証明書を発行する形式的な事務を行うこととなつた。

(d) 前述のとおり条文が不明確のまま事務が進められていたので立法院でその問題が取りあげられ、同時に出入管理部は公安局に対し再三にわたつてその取扱を琉球政府に移管するよう要請したが民政府は、遂に1963年高等弁務官布令第11号改正第2号を公布し、その第2項で技術導入の許可権は雇用許可として高等弁務官に属する。」こととなつた。

現況

(a) 技術導入申請の処理は、現在民政府労働局で取扱つていゝが事務処理が遅いため、事業経営者側に損害を与え、その他種々好ましくない事態を惹起している。まして、許可方針が、琉球人の雇用面を追求する余り経済、文化、社会面等の部面が軽視されている点が見受けられる。

出入管理部取扱当時の処理期間は通常1ヶ月であつたが、民政府取扱では次のとおりである。

1963年6月から12月までの処理状況

処 理 所 要 期 間	件 数
1ヶ月	22
2ヶ月	72
3ヶ月	55
4ヶ月	38
5ヶ月	20
6ヶ月	7
7ヶ月	2
計	216

(b) 技術導入申請書は、出入管理部に提出することと規定されているが、申請人の中にはその規定および様式行為を無視して直接民政府労働局に申請し、同局は、その許可を取付けると出入管理部には通知しないで、直接申請人に通知するといった事例が発生し、所管の混乱をひき起している。なお、このような不当の方法で処理された申請の数は、本年1月以降すでに12件におよんでいる。

(2) 改善策

(a) 高等弁務官布令第11号第2項aを改正して外国人の雇用許可権を琉球政府に移譲してもらいたい。

(b) 若し琉球政府への全面移譲が不可能の場合には、琉球人による技術導入の申請を琉球政府に処理せしめるようにしてもらいたい。

(3) 関係法令及び参考資料

関係法令 1963年高等弁務官布令第11号改正第2項

参考資料 新(現行)旧条文比較対照表

新(現行)旧条文比較対照表

新(現行)	旧
1963年7月6日付高等弁務官布令第11号改正第2号「琉球列島における外国人の投資」	1958年9月12日付高等弁務官布令第11号「琉球列島における外国人の投資」
i 上記b項に含まれていない専門的活動並びにサービスで例えば、教員、講師、芸術家、芸能人、音楽家、歌手、個人、会社及びその他団体の雇用する者。ただし、該活動又はサービスを行う者又は雇用される者は琉球政府出入管理部からの在留許可証をもっているものであるか、或いはかかる個人が米軍の要員であれば、相当する司令官からの許可を得ていなければならない。米軍出先機関による場合を除き、非琉球人を雇用するには高等弁務官室の事前の許可を得なければならない。	8 現行の免許証 b 是迄民政府布令第90号によつて免許を必要とされていた外国人の琉球列島内での雇用については、本布令に換る免許またはその他の規定の適用を受けない。 民政府布令第90号によつて発行された免許証に基づいて琉球列島内で就労している非琉球人で同免許証の失効後も引続き就労したる者、及び米軍要員を除くその他の琉球人で、琉球列島内で就労したい者は琉球政府出入管理部に申請しなければならない。

在留外人の管理に関する権限の一部移譲について

A 在留外人の在留期間の更新の許可権について

(1) 経緯と現況

1956年6月25日付R.O.C.A-P.S.D. 014-331
主題「在留許可証明書の更新」の書簡により従来、在留期間更新の権限は、琉球列島米国民政府公安局出入管理行政官と出入管理部長の両名に与えられていたが、1958年にその行政官が帰国した後は、出入管理部長のみでその事務を取扱ってきたところが、1964年1月24日に琉球列島米国民政府公安局長からの書簡により前記権限が取消された。

現在、在留期間の更新は、すべて民政府公安局長又は同次長の指示の下に行なわれている。

(2) 改善策

従前同様出入管理部長に在留期間更新の権限を認めたい。

(3) 関係法令及び参考資料

1954年布令第125号 琉球列島出入管理令

1956年6月25日付R.O.C.A-P.S.D. 014-331主
題「在留許可証明書の更新」についての琉球政府出入管理部長あて米国民政府公安部長書簡

1964年1月24日付R.O.C.A-P.S.主「在留許可証明書の更新」についての琉球政府出入管理部長あて米国民政府公安局長書簡

B 過怠加算手数料の賦課について

(1) 経緯と現況

出入管理令に規定する在留登録、期間更新等手続違反については、司法処分の代りに、琉球政府は、民政府公安局長又はその代理人の許可を受けて当該違反につき過怠加算手数料として8ドル30セントを賦課している。

(2) 改善策

公安局長又はその代理人の許可制は事務を幅渡させているので、許可制を廃止して、出入管理部長の権限としてもらいたい。

(3) 関係法令

1954年布令第125号第36条第3項

72時間以内の通過査証制度の廃止について

(1) 経緯と現況

経 緯

琉球列島出入管理令によれば、琉球列島への入域に際し、通過客に対しても一般入域者同様高等弁務官の事前の入域許可を必要としている。

現 況

米国籍者に対しては、1960年12月23日付米国民政府公安局長の書簡により免除しているが、その他の外国人に対しては従前どおり事前の入域許可制度を適用しているため、琉球における観光政策に支障を来している。

なお、日本及び台湾を含めて世界の殆どどの国は、通過客に対しては観光政策の面から寛大な処置をとっている。

(2) 改善策

通過客で、琉球に72時間以内の滞在を希望するものについては事前の入域許可を必要としないようにしてもらいたい。

(3) 関係法令及び参考資料

1954年2月11日付米国民政府布令第125号

(第11条第3項第2号)

1960年12月30日付米国民政府公安部長書簡

琉球政府裁判所の刑事裁判権の拡大について

(1) 経緯と現況

行政命令第10節の規定によれば琉球政府裁判所は、次に掲げる者を除く琉球列島にあるすべての人に対する刑事裁判権を有することになっている。

- (a) 合衆国軍隊の構成員及び軍属
- (b) 合衆国々民で合衆国政府の被雇用者である者
- (c) 上記(a)(b)に掲げたものの家族、ただしその家族が琉球住民である場合を除く。しかし、高等弁務官は合衆国の安全、財産又は利害に影響をおよぼす事件で、高等弁務官の指定する事件については、琉球政府裁判所から刑事裁判権を撤回することができる旨規定されている。

米国民政府は、従来、琉球政府裁判所及び米国民政府裁判所の刑事裁判権について、民政府法令に違反する罪については、すべて民政府裁判所に裁判権があるとの解釈をとってきた。

即ち、1958年2月11日付民政府書簡によれば、1955年民政府布令第44号「刑法及び刑事訴訟手続」の2.2.3.2条(禁止された政治活動)に規定する罪について、その裁判権を琉球政府に附与する旨述べている。1958年3月31日付民政府書簡も同主旨である。

米国民政府は、1958年9月8日付書簡で、従来の考え方をある程度修正し、民政府布令第144号に規定する罪のうち40個条について行政命令第10節の規定に該当するものと決定した旨通知してきた。行政命令第10節の主旨は、米国の利害関係があるかどうかは、その事件の態様、性質、軽重によつて個々の具体的事件によつて判断すべきものであると考える。

(2) 改善策

現行の米国民政府書簡による事件の包括指定方式を廃止し、原則として琉球政府裁判所に第一次管轄権を与えることとし、個々の事件について琉球政府裁判所の裁判権を撤回するかどうかを決定する方法をとつてもらいたい。

(3) 関係法令

行政命令第10節

1955年民政府布令第144号

1958年9月8日付裁判管轄権に関する民政府書簡

外資導入に関する許可権について

(1) 経緯と現況

1958年のドル通貨への切替に伴い、1958年9月12日づけ、高等弁務官布令第11号が公布施行され、従来の外資導入に対する制限が大巾に緩和されている。即ち、同布令によると琉球経済の発展に実質的に寄与すると同時に投資者側も適当な利得を受け、外国資本の投資を歓迎し、経済資源の開発又は琉球列島の生産力の発達に寄与する新規生産事業の設立を目的とした健全な投資申請を特に奨励している。

なお、同布令は外資導入については行政主席の事前の認可を要件としているが、その認可申請は、1952年12月29日づけ民政府指令第20号によつて設置される、外資導入合同審議会の審議を経て当該審議会の勧告に基づき、民政官及び行政主席が審査することとされている。

当該審議会は民政官の任命する五名の委員（うち2名は民政府職員、3名は行政主席の指名する琉球政府職員）で組織され、外資導入の認可申請に対する処置について行政主席を通じて民政官に勧告をすることとされている。

前記指令第20号第30条はすべての外資導入及び事業活動の管理監督の責任は琉球政府が負い審議会は負わないと規定してい

る。一方同指令第27条によると行政主席は民政官の文書に署名承認があるまでは申請に対して何らの処置をとることができない。

以上のように外資導入についての最終的許可決定権は民政官にあるにもかかわらず、それに対する責任は琉球政府が負うということは不合理の感なきを得ない。

更らに外資の導入は経済政策乃至は貿易政策と密接な関係を有するものであり琉球政府が自主的にこれらの政策を遂行するためには外資導入の許可権を実質的にも琉球政府が保有すべきである。

(2) 改善策

現行の民政府布令第11号に規定するとおり外資導入の許可権は外資導入合同審議会の勧告に基づき、行政主席が行使するものとし民政官による承認制は廃止してもらいたい。

(3) 参考法令

1958年9月12日付け高等弁務官布令第11号

1952年12月29日付け民政府指令第20号

民需要石油事業に関する管理権について

(1) 経緯と現況

琉球経済がやつと立ち直り始めた、1950年にカルテックス社が琉球の石油市場に入ってきた即ち、同年に米政府の資金により貯油所、ポンプ、パイプラインのターミナル施設が建設され、それ以来カルテックス社が米政府の代行機関として、その施設の運営に当ってきたが、この契約は、1950年から1955年まで継続し同年から毎年契約を更新することとなり現在に至っている。この制度の下では、カルテックス社は民政府の代行機関として中東及び東南アジアにある同社石油精製工場から製品を輸入し民政府施設のタンクに貯蔵するがこの場合カルテックス社は民政府の施設を利用し、手数料を得るのみで同社としての事業は行わない。換言すれば、民政府がターミナル施設の運営、石油製品の輸入、販売並びにカルテックス会社業務の管理代理者として琉球住民への販売に必要なだけを仕入れ、各特約店及び給油所への卸売と出荷業務を担当している。この場合琉球石油もカルテックス社同様民政府によつて定められた手数料を取益として残りの剰余金は、いわゆる油脂納付金として琉球政府に納めるのである。

1960年に至り民政府はこの制度は近年に於ける琉球経済の発展にそぐわないとして、石油事業の統制を緩和する措置をとつ

た。即ち、民政府は石油事業から手を引き、石油供給者にターミナル施設を貸し、同業者は民政府とは独立して事業を行う。しかし民政府は合同石油審議会を通じて運営並びに価格に関しては最終的権限を留保することとした。

1960年5月23日に高等弁務官布令第31号「合同石油審議会」が發布され、これに基づく国際入札の結果、カルテックス社が50パーセントの資本を保持している日本石油が民需のモーターガソリン、ジェット機燃料及びケロシンを一切供給することになり、残りの包機製品及び航空ガソリン等の石油類や那覇ターミナルの運営及びその他の石油サービスに関する契約は、カルテックス社に落札した。

両社共1961年2月1日から3ヶ年に亘る契約である。本契約期間満了に伴い、国際入札の結果1964年5月1日より向う3ヶ年の契約で前回同様民需要油脂供給は日本石油が落札した。民需のルーフィングセメント、アスファルト、シンナー、ソルベント等の未稍製品は自由貿易に移された。

1960年12月販売事業をもくろんで沖縄石油株式会社が設立され、翌年1月に首席民政官に対し、事業の認可申請を行なつたが却下された。

同社は、この不認可は同布令に違反するものとして再審査を要請したが、1962年1月に至つて「民政府の決定権は布令第31号の規定する権限においてなされるものである」として却下された。販売業者は現在でも琉球石油一社である。

琉球石油を通じて全琉に販売されている数量は年間約3,500万

ガロンであり而も毎年約9乃至1.2パーセントの増加を示しているが、(石油のみは通関手続もとられず、従つて沖縄に輸入された石油の量及び琉球石油に卸売された石油の量は不明である。)その外に外国航路船舶や民間航空機等の需要が約1,700万ガロンでカルテックスにより供給されている。島内の価格体系は全琉球制になつており又大口、小口価格が廃止されて一品目一価格となつてゐる。販売会社を一社のみで独占させることは自由経済の原則にも反するし、なお、沖縄石油不認可の主なる理由に販売会社を二社にすれば重要な石油事業に対する管理が困難である点が挙げられているが、より公益性を有する他の事業、例えば、配電事業、米穀販売事業、保険事業等が一社によつて運営されず、にその管理が良好になされてゐるところからみても一社独占より二社にしてサービスの向上を図ることが琉球経済の発展に大きく寄与するものと思われる。

(2) 改善策

(a) 石油事業の許認可権について

布令第31号は、その内容の示す通り石油事業に対する民政府の直接干渉をできるだけ縮小し、琉球政府に大巾な発言権と参与権を与える方針をとつてゐるが、実質的には従来と何ら変わることなく、石油事業に関する許、認可権は米国民政府が保有してゐる。即ち同布令による石油審議会は首席民政官の諮問機関でしかなく審議会の決定は最終的には民政官の承認を要する。又審議会の委員5名のうち、2名は琉球政府の職員から任命されることになつてゐるが、決議は3名以上の多数決によるので琉球政府の立場は非常に弱い。

経済政策立案に関する実質的権限を琉球政府に与えることは、責任ある政府としての発展を助長するための必須の条件である。

特に石油はあらゆる工業及び運輸業の、又一般家庭のエネルギー源として公共性を有してゐる。このような重要な石油事業に関しては、民需要に限りその管理権を早急に琉球政府に移管してもらいたい。

(b) 石油製品の選択権について

現在琉球に輸入しようとする石油製品の種類の決定にも布令第31号による権限によつてなされてゐるため、琉球経済にとつて非常にマイナスになつてゐる点がある。例えば、琉球の海運会社の所有する外航船が、わざわざ日本でA重油あるいは、B重油を購入することがあるが、これは琉球で得られる油脂燃料の種類と価格が機械と経営上の問題にマッチしないためだと思われる。輸入石油製品の選択権が琉球政府であれば、需要者の要求する種類の油脂燃料を輸入することができ、従つて企業の合理化が推進されよう。

(c) 油脂納付金について

現在琉球政府才入項目の一つに油脂納付金があるが、その性格が非常にあいまいである。

油脂納付金とは、琉球石油扱いの石油から生ずる利益から民政府の定める琉球石油の取得する利益を控除した利益金で、琉球政府に納付されてゐるものである。

石油の消費者価格は一定されているので、国際価格の変動によつて、油脂納付金は不安定に増減する。

その対象である石油の重要性及びその額の大きいこと（62年度予算額240万ドル）などから考えて極めて重要な財源であるにもかかわらず、油脂納付金の根拠が不明で、琉球政府自体の収入であるのか、あるいは米国民政府からの補助金であるのか、その性格がはっきりしない。たゞ米国民政府の予算教書には「米国の配分する石油収入」として、1963年度に260万ドルの油脂納付金を琉球政府収入に見込んであるので補助金としての性格を持つてゐるのではないかと考えられるが明確ではない。この油脂納付金は琉球住民が消費した石油から得られる利益の還元であつて本来租税として政府の収入になるべきものである。

自己財源を確立することによつて、琉球政府の主体性を確立するため上記の如き不明確な性格を持つ油脂納付金制度を廃止して、明確に法的根拠を持つ油脂税に切り換えるべきである。

(3) 関係法令

1960年5月23日付け高等弁務官布令第31号「合同石油審議会」

官有林（国県有林）の管理経費の委任について

(1) 経緯と現況

(a) 対日平和条約発効前における国県有地の管理は、陸戦の法規例に関する条約（ベトナム戦争条約）第55条の規定に基づき、米軍が占領国として日本の国有不動産たる国県有地を管理し、又自ら使用したのであるが、これは米軍による沖縄占領と同時に発布された米軍海軍政府布告第7号によつて、総ての国有財産及び国有財産と決定された総ての財産は、南西諸島軍政府長官及びその任命による財産管理官の管理に属する旨明確にされた。

(b) 平和条約発効後における管理は、平和条約第3条の規定に基づいて米軍の国県有地管理権が生ずるものと解され、条約発効前に引続き米軍の管理の下におかれ現在に至つてゐる。

(c) 琉球政府は数度に亘つて、国県有地管理の琉球政府移管を要請してきた、その結果1960年6月2日付け書簡によつて国県有林産物の処分及び林野の賃貸については米国民政府の事前承認の下に琉球政府が管理することになつたが、1962年4月12日付け高等弁務官指令第2号によつて高等弁務官府の日本国県有森林地の管理の権限が広範囲に規定された。

高等弁務官指令第2号による高等弁務官の権限は、第2節部

分林契約、第3節立木売買契約、第4節賃貸借となつているが、このために森林管理経営の基本法たる森林法の第8章に規定する官有林の分取造林事業等が拘束されてその実効性を欠いている。

(2) 改善策

上記高等弁務官承認事項については、その権限を行政主席に委任し、琉球政府の自主的運用による官有林の管理経営、保全、維持を促進しているその実効を早明に具現せしめることが必要と思われる。

(3) 参考法令

1962年4月12日高等弁務官指令第2号

森林法(1953年8月31日立法第46号)

宮古島用水管理局の設立布令の廃止について

(1) 経緯と現況

(a) 1964年度予算の民政府事前承認時において宮古干害対策として64年度予算で600,000ドルを計画するよう民政府より指示があり、その旨に従って水道事業に190,000ドルを計上し、年次的に水道の整備を図る計画をした。

(b) その後1963年12月31日付の高等弁務官書簡「宮古上水道系統について」により宮古水道は総合計画を作成し、その総合計画に基づいて干害対策の600,000ドルは宮古島の水道事業に優先して充当すべきであると指示がなされ工事が中止された。

琉球政府はその書簡に従って宮古水道総合計画を作成し、1964年5月25日づけ書簡で総合計画の承認を受け更に4月24日づけの書簡で全工事の施工計画の承認があり、工事再開の指示がなされた。

(c) 1963年12月31日づけ高等弁務官書簡に従って64年度宮古関係水道事業費を増額すべく補正予算を立法院に送付し、^{突然}予算審議中4月28日頃民政府から「宮古水道公社の設立に関する立法」「宮古水道公社定款」の民政府案が副主席にわたされた。

(d) 政府は上記民政府案に対し問題点を指摘し、民立法による「宮古用水公団法」を立法したい旨再度にわたり民政府と交渉し、「宮古用水公団法案」を民政府に送付したが、受入れられず、5月14日に高等弁務官布令第54号「宮古島用水管理局の設立」「宮古島用水公団法」が公布され施行されたのである。

(e) 布令第54号により宮古島用水管理局が5月14日に設立されたが、管理局長と理事長が任命されたのみで、市町村の既設水道の引継、職員の選任、規則の制定等重要な問題がまだ解決されておらず業務に支障をきたしている現状である。

(f) 布令により市町村で水道事業の経営ができなくなつたために市町村長は水道事業に対する意欲が失われており、更に宮古のすべての水源、水道、かん漑用水にいたるまで、用水管理局にまかせることになつたことは、最近の高等弁務官による直接統

治強化の一環としてなされたものであり、市町村及び個人の財産権を侵害するものであると宮古郡民大会代表が要請書を立法院に提出し布令の撤廃を要請している現状である。

(2) 改善策

水道事業は、本来水道法（立法第53号）第6条（事業の認可）で一定の区域に密接に結びついている公益事業であるので地元市町村をして経営せしめることが適切であるとして地元市町村に優先経営を法定している。又市町村自治法も同様である。

従つて、布令第54号を廃止して、水道法、市町村自治法に基づく市町村組合を設立して水道事業を経営させることが望ましい。

なお、政府は宮古島の各市町村を合併して一市にする計画でもあるので合併を前提としての市町村組合を設立させることは今後の市町村行政上理想的である。

水源の保護対策については別途に民法により規制することが可能である。

(3) 関係法令及び参考資料

水道法（1962.7.20立法第53号）

市町村自治法（1955.1.12立法第1号）

高等弁務官布令第54号（1964.5.14）

改正第1号（1964.5.22）

1965年12月31日付宮古上水道系統についての行政主席が
て米国民政府書簡

電力公社の管理権の移管について

(1) 経緯と現況

経 緯

琉球電力公社は1954年2月26日付民政府布令第129号に基づいて米国民政府の一機関として設立された。

公社設立の目的は、琉球住民の需要と利益、農工業の発展、その他の用途に必要な発電、送電、配電及び電力の販売にあたることを目的としている。

公社は現在発電送電並びに民間配電会社に対し電力の販売を行なっている。

公社の理事は5名で構成され琉球列島米国民政官が任命することになっている。現在の理事5名は民政府1人ギルバードパシフィック社1人、琉球政府1人、電力公社1人、開発金融公社1人で構成されている。

現 況

琉球における電力系統をみると発電送電と配電とが分離して発電送電は電力公社が行ない、配電は行政主席の所管となつて

いる状況である。
しめるに、
現行の電気事業法上は、発電送電から配電に至るまで行政主席の権限下にあるが実際には発電所を所有している電力公社に

対しては現在のところ布告布令優先の建前から行政主席の権限を行使することができない。

そのため次のような弊害を生じている事例がある。

● 発電、送電、配電を含む適正料金の設定ができない。

● 即ち、電気料金認可の場合民間配電会社の料金調査は充分で

きながら電力公社の所有する発電、送電原価は調査できない。
よつて、発電、送電、配電を含む一貫した適正料金の認可が

できない。
● 実例として1962年8月高等弁務官の指示によつて値下げした電気料金についても民間配電会社においては一律20%の大巾値下げを実施したが電力公社の卸料金については何等値下げされなかつたため卸料金より小売料金が安くなつたという甚だ矛盾した料金体系になつている例もある。

(2) 改 善 策

(a) 健全な電力行政即ち発電、送電、配電を含む一貫した電力行政を行なうには「電力公社設立に関する1954年2月布令第129号」を廃止して民立法による公社を設立し、電気事業法に基づく行政主席の権限としてもらいたい。

(b) 行政主席の権限とすることが出来るまでは、当分の間現行理事会の政府側理事を増員してもらいたい。

(3) 関係法令

米国民政府布令第129号、同布令改正第9号

水道公社の管理権の移管について

(1) 経緯と現況

経緯

琉球水道公社は1958年9月4日付高等弁務官布令第8号に基づいて米国民政府の一機関として設立された。

公社の設立は琉球住民の需要と利益、産業の発展、その他の用途に必要な水の送水、配水施設の維持運営及び販売にあたることを目的としている。

公社は現在公共団体及び個人に対し飲料水の販売を行なっている。

公社の理事は5名で米国民政府、米海陸軍、琉球政府、水道公社、開発金融公社の代表で構成されており、琉球列島米国民政府が任命することになっている。

現況

琉球の水道事業は、自己水源によるものと公社から分水するものがありいずれも水道法により主席の権限として規定されているが、水道用水供給事業を行なっている公社に対しては布告布令優先の建前から行政主席の権限を行使することができない。そのため次のような弊害を生じている。

(a)適正なる水道料金の認可ができない。

即ち、公社が管理している送水、配水の原価が調査できないために行政主席による一貫した適正料金の認可ができない。

(b)一貫した水道計画ができない。

公社の拡張計画の策定に対し十分な協議がなされないために琉球政府の計画が容易にできない事例もある。

(2) 改善策

(a) 琉球政府が円滑な水道行政を推進するためには「琉球水道公社の設立に関する1958年9月4日に公布された布令第8号」を廃止して民立法による公社を設立し水道法に基づく行政主席の権限としてもらいたい。

(b) 行政主席の権限とすることが出来るまでは、当分の間現行理事会の琉球政府側理事を増員してもらいたい。

(3) 附則

琉球水道公社の設立(1958年9月4日高等弁務官布令第8号)

都市計画法に関する行政主席権限への介入について

(1) 経緯と現況

与儀公園は1961年4月告示第58号によつて那覇都市計画公園として決定され現在に至つているが、1964年5月8日民政府ソーハン土地課長から関係者（琉球政府、那覇市、那覇市議会）に対し、英語商業高校建設を目的に全公園敷地の約 $\frac{1}{2}$ を公園敷地から除外するよう説明があつた。

全公園の排水施設並びに埋立については公園事業として、1965年度（昭和39年度）日政援助で実施する予定となつてゐるが、全公園敷地が学校敷地に変更された場合は日政援助の用途変更が必要であるので、現在のところ設計、着手が出来ない状態である。

なお、民政府においては日本政府に対し、日政援助金の用途変更を考慮しているようであるが政府としては都市計画法による縮小の手続はとつていない。

(2) 改善策

与儀公園は近隣公園的な性格を持つ公園であり、那覇市のほぼ中央に位置している関係から都市公園として最適な位置にある。

那覇都市計画公園の面積は $2.4\text{m}^2/\text{人}$ で日本標準基準 $6\text{m}^2/\text{人}$

の約40%に過ぎない現状から見て、同公園の縮小は絶対にさけるべきであり、学校敷地は別に求めるべきである。

なお、同公園は都市計画審議会の議を経て行政主席が決定し告示された事項であるので、あくまでも尊重されるべきものであつう。

(3) 関係法令

都市計画法（1953.8.17立法第34号）

日本本土と南西諸島との間の郵便為替の交換に
関する覚書改正について

(1) 経緯と現況

琉球と日本本土間の郵便為替交換業務は、日琉両政府間の取極めのもとに、民政府の承認を得たうえ、1952年12月29日から実施されてきたが、その後、これまでの交換方式の改善をはかるための覚書の改正について日本郵政省から申入れがあり、当庁もこれに同意して、1952年4月14日付で行政主席名をもつて民政府にその承認を求めたところ、同年9月14日付で同府から正式外交ルートを経て提案するよう指示があり日本郵政省から改めて外交機関を通じて提案された趣きであるが、未だに何等の回答も持たないままその実現をみない状態である。

(2) 改善策

為替管理令も撤廃されている今日において、日琉間の送金手段に関して何等問題となることもないと思われるし、現在実施されている日琉間の郵便為替業務に関する単なる交換方式の改善取極めについては、民政府の承認を得ずして日琉両政府の協定によつて行えるよう、米国民政府布令第128号(通信事業)第1条第2号を改めてもらいたい。

(3) 関係法令及び参考資料

(a) 米国民政府布令第128号(1954年2月19日)(抄)

通信事業

第一条 総則

- 一 琉球政府はこの布令に規定する範囲内で琉球の郵便、電気通信および気象業務を有効に運営管理し、且つその責任を負う。
- 二 国際上の協定または公約の締結は予め民政府の同意を得てのみこれを行うことができる。民政府はかかる処置が適当且つ必要であると認めるときは、これを承認し、これを遵守するよう業務の運営を指示する権限を有するものである。

(以下省略)

(b) 覚書改正交渉に関する経過

年月日	文書番号	摘要	要旨
61. 12. 2	郵貯国第645号	郵政省貯金局長から郵政庁長へ	日本郵政省の最終案を当局へ提案
62. 1. 23	郵貯国第26号	"	上記最終案の英訳文の送付を受ける
62. 4. 10	琉郵貯第828号	行政主席から首席民政官へ	覚書の改正について承認方を要請

年月日	文書番号	摘要	要旨
62. 9. 14	HORI-ED	高等弁務官から行政主席へ	上記要請に対し修正箇所を指摘、修正後は正式外交ルートを通じて改めて提案するよう指示
62. 11. 15	琉郵貯第263号	郵政庁長から郵政省貯金局長へ	上記指示による修正案を提示
62. 12. 14	郵貯国第717号	郵政省貯金局長から郵政庁長へ	修正案に対し異議なし
63. 9. 28		行政主席とマキーン民政官との定例連絡会議	行政主席から覚書修正案の早期承認について要請
63. 11. 21	郵貯国第705号	郵政省貯金局長から郵政庁長へ	早期解決促進依頼

無線局の免許の発給、変更又は更新について

(1) 経緯と現況

1955年電波法が施行されてから無線局の免許の発給、変更又は更新については、周波数の割当を除いて、同法の規定により、琉球政府限りで処理していた。(周波数については、米國連邦通信委員会(F. C. C.)の極東地区割当の中より琉球用の周波数が割当てられるため、高等弁務官へ割当申請をなして、その承認を受けている。つまり琉球は米国の施設権下であり、国際電気通信条約上、米国の通信圏と見られ、米国の周波数から割当てられているためである。)

ところが1964年1月7日、布令第128号(1954. 2. 19通信事業)の改正第2号の公布により、1963年12月1日以降無線局の免許の発給、変更又は更新の申請は、琉球政府がこれを処置する前に高等弁務官の承認を受けるようになった。

(2) 改善策

周波数の割当と変更については、国際電気通信条約上問題があり、又、米国の周波数から割当てられているため、止むを得ないが、その他のことは、電波法の規定により、琉球政府に任ずることとし、布令第128号改正第2号を廃止するようにして

もらいたい。

(3) 関係法令

布令第128号(1964.1.7通信事業)

電波法(1955年立法第80号)

無線従事者の免許の発給、変更又は更新について

(1) 経緯と現況

無線従事者の免許の発給、変更、更新等は、電波法施行以来琉球政府の責任において、同従事者の試験を実施し、免許の発給をしていたが、1963年12月1日から布令第128号改正第2号の公布により、琉球政府が処置する前に高等弁務官の承認を得なければならないことになっている。

(2) 改善策

無線従事者の免許の発給、変更、更新は単なる事務手続きが大半をしめているので、布令第128号改正第2号を廃止して琉球政府に任せてもらいたい。

(3) 関係法令

布令第128号(通信事業)

電波法(55年立法第80号)

郵便貯金資金の運用について

(1) 経緯と現況

郵便貯金資金の運用については、郵政事業特別会計法第15条第1項に、日常の支払資金を除いて琉球銀行その他行政主席が指定する金融機関に預け入れる旨、規定されているにもかかわらず、郵便貯金総額の10パーセントを支払準備資金として銀行に特別口座を設けて法定貨幣で保管するよう民政府書簡(1961年7月13日付H O R I - F)をもつて指示されているため、効率的な運用を阻害されている。

これは、1961年郵便貯金法の一部を改正する立法を公布する際、民政府との事後調整の段階において、改正立法案中の貯金資金の運用に関する規定を削除することに対して条件が付されたものであるが、郵便貯金法から該規定を削除することとした理由は、郵政事業特別会計法に郵政事業特別会計に属する各種資金の運用について他の法令により規定されているものも整理統合して規定されたことから、規定の重複を避けるためである。

(2) 改善策

郵便貯金資金は、他の金融機関の預金とは異なり、貸付は一切行わず、その運用については相当考慮して法定されているこ

とでもあり、その管理機関である琉球政府が郵便貯金の特殊性等を考慮して自主的に、かつ、効率的に運用することができるよう、民政府書簡による支払準備資金制を撤廃してもらいたい。

(3) 関係法令及び参考資料

(a) 郵政事業特別会計法(抄)

第15条(資金の運用)郵便貯金として受け入れた資金は、郵便貯金の日常の払戻しに必要な資金を除くほか、琉球銀行その他行政主席が指定する金融機関に預け入れるものとする。

2 この会計に余裕金があるときは、琉球銀行その他行政主席が指定する金融機関に預け入れることができる。

3 (省略)

(b) 1961年7月13日付郵便貯金法の一部を改正する立法案についての行政主席あて米国民政府書簡

英語センターの運営について

(1) 経緯と現況

1961年の中頃琉球政府から米国民政府教育部へ英語センターの必要性を訴え、設置するよう申請した。その時にセンターはどこに所属させるかが問題となつた。そこで沖縄には591名の英語教師がいるので7年間に100名ずつセンターで訓練を受けさせ6カ年では全部終了することになる。そして7カ年目からは指導内容を高め、年間200名ずつ訓練して教師の資質の向上をはかりたいことを進言し、少くとも9カ年間は琉球政府文教局に所属させ現職教育のために使用し、その後は大学に所属させることに意見が一致した。

そこで英語センター設立、運営に関する資料を集めるために、日本、台湾、フィリピン等に係官を派遣するとともに、実際に第1回中、高校英語教員合宿訓練を琉大で開設し、センターの必要性と効果を実証した。

これ等の資料と経験の結果を基にして高等弁務官に送付したが結果としては、布告第19号により現在のセンターが設立された。

(2) 改善策

(a) 1965年から1971年度までは、重点的に現職教育を行なうために、琉球政府文教局に所属させ、自主的に運営させて

もらいたい。

(b) 1972年以後は琉球大学に所属させ、学生と現職教育を並行して訓練を行わせるようにしてもらいたい。

新設商業英語学校について

(1) 経緯と現況

琉球政府は、かねてから英語に堪能な商業人の養成を意図していたが、米国民政府教育部もこのアイデアに賛意を表し、1965年度に校舎建築費として\$155,000.00を計上した。

1964年3月13日の書簡で設置場所の候補地を数箇所あげてもらいたいとの要求に応じ、宜野湾市内数箇所の候補地を米国民政府教育部及びL.E等の要求によつて該候補地を抽分してもらった。その後1964年5月8日のトレードスクール、商業高校の敷地の説明会で商業高校の敷地を那覇市与儀に承認したとの説明を受け、数日後同日付の書簡も送付されてきたが、商業高校の敷地としては那覇市与儀は適当でないから、琉球政府の方針どおり宜野湾市を承認してもらいたいとの要望書を米国民政府教育部に提出した。

(2) 改善策

英語に堪能な商業人の養成という点では一致しているもので、敷地は琉球政府の予定している宜野湾市に選定し、又その学校の管理は、現在の琉球政府立高校と全く同様であるので、その管理運営は琉球政府に委ねてもらいたい。

(3) 参考資料

1964年3月13日付トレードスクール及び英語商業高校の計画についての行政主席あて米国民政府書簡

1964年5月8日付学校敷地申請についての行政主席あて米国民政府書簡

火薬類許可証に対する公安局長の承認権について

(1) 経緯と現況

火薬類の所持、貯蔵および使用等の許可は、火薬類取締法（/ 953年立法第76号）の規定によつて琉球警察局長の権限であるが、これらの許可は、/ 957年民政府指令第/ 3号によつてすべて米国民政府公安局長の承認を事前に受けなければならないことになっている。

この指令は、すでに廃止された/ 949年米国民政府布令第/ 号によつて火薬類所持等の許可権が米国民政府にあつた当時の規定であると考えられ、火薬類取締法が施行されている現在では不必要であると思われる。

(2) 改善策

火薬類の取締は現在琉球警察によつて支障なく運営されているので、指令第/ 3号による米国民政府公安局長の承認制度はすみやかに廃止してもらいたい。

(3) 関係法令および参考資料

火薬類取締法（/ 953年立法第76号）

爆発物の所持、貯蔵及び使用（/ 957年民政府指令第/ 3号）

刑法並びに訴訟手続法典（/ 949年軍政府布令第/ 号）

指令第/ 3号による承認件数調べ

指令第/ 3号による承認件数調べ

自 1958年 至 1964年（6月30日現在）

年度別 区分	1958年 1959年 1960年 1961年 1962年 1963年 1964年							備考
	1958年	1959年	1960年	1961年	1962年	1963年	1964年 6月末現在	
火薬類受 許可承認	238	251	237	298	296	306	167	1959年中 不承認2件 取消1件
消費	186	211	203	250	260	259	141	1959年中 不承認2件 取消1件
輸入	30	24	24	36	19	30	14	1959年中 不承認2件 取消1件
運搬	5	14	11	14	6	8	12	1959年中 不承認2件 取消1件
譲渡	7	3	3	5	1	2	0	1959年中 不承認2件 取消1件
製造	1	0	0	0	0	0	0	1959年中 不承認2件 取消1件
販売	1	3	3	0	7	4	0	1959年中 不承認2件 取消1件
火薬庫設置	6	4	7	7	2	5	2	1959年中 不承認2件 取消1件
計	474	510	488	610	591	614	336	1959年中 不承認2件 取消1件

布令第44号の道路交通法に競合する部分の
改正について

(1) 経緯と現況

道路交通に関する法令中、一部の事案については、布令第44号と民法の道路交通法の二つが競合施行されていて、交通事件の処理手続上支障をきたしており、特に運転免許の停止処分については、布令と道交法による二つの機関が同じような処分をすることができるためときには、同一事件について二重の停止処分を受けるといった事案もおきている。

布令の公布については、民法の関係罰則が軽過ぎたことも原因であると思う。

(2) 改善策

今回の新道路交通法で罰則が布令を上まわって整備強化されており、民法で十分に交通事件の効果ある処理が可能であると考えているので、競合する布令の条文を削除してもらいたい。

(3) 関係法令および参考資料

道路交通法(1963年立法第109号)

刑法並びに訴訟手続法典(1955年米国民政府布令/44号)

布令の競合する条文

2.6.2.46(自転車に反射鏡備付け義務)

2.6.2.47(馬車に反射鏡備付け義務)

2.6.2.49(自転車の交通規則)

2.6.5~2.6.9(下表の違反種別)

罰則の比較表

違反種別	布 令			道 交 法	
	犯 歴	懲 役	罰 金	懲 役	罰 金
酒気運転	初 犯	1 月	100円	6 月 (3 月)	150円 (15円)
	2 年以内 2 犯	3 月	300円		
	2 年以内 3 年	1 年	1000円		
速度違反	初 犯	1 月	50円	6 月 (3 月)	150円 (15円)
	1 年以内 2 犯以上	1 月	200円		
	初 犯	1 月	100円		
1 年以内 2 犯以上	1 月	200円			
ひき逃げ	初 犯		200円	1 年 (3 月)	250円 (15円)
	2 年以内		400円		
	2 犯以上				

()の数は、旧道交法の罰則

米国民政府布令による税法の廃止について

(1) 経緯と現況

(a) 法令の適用は属地主義の原則によつて法施行地に居住するすべての者(軍人、軍属はもちろん除かれる。)に同一の法令が平等に適用されるべきであり、軍人、軍属以外特定の者に対する特別な取扱ひが必要である場合にも、あくまでも同一法令の中に特別な規定を設けるべきである。

(b) 税法についても例外ではなく、法施行地において得る所得に対しては、その所得を得る者(軍人軍属を除く。)が、いかなる者であつても同一税法によつて定められた租税債務を平等に負うことが法令の主旨とするところである。

租税が国家目的を遂行するための経費を支弁するためのものである以上、その経費の負担は当然にその国家社会において平等な社会保護を受けている者の義務である。従つて国家は租税の公平な負担を要求している。

(c) しかしながら現実には、琉球において同一社会的保護を受けている琉球住民と外国人が各々別個の法令によつてしかも著しく相違した租税を負担していることは、甚だ不合理であるといわなければならない。現在米国民政府布令により、外国人にのみ適用されている税法には、所得税法(布令第114号)、自

動車税法(布令第26号)があり、琉球住民と外国人の租税負担額が著しく不公平になつている。

(2) 改善策

以上のような不合理な租税制度は早急に是正されなければならないと考えられるので、米国民政府法令による税法を廃止し、琉球政府立法に一本化したい。

また、仮に軍人軍属以外の者に対する特例的な取扱ひが必要である場合でも民立法の中で特例を設けるべきであると思料する。

(3) 関係法令

1953年7月21日付 米国民政府布令第114号

1954年2月15日付 米国民政府布令第26号

1952年10月2日付 立法第44号

軍地域における娯楽興行税の課税について

(1) 経緯と現況

- (a) 1955年11月4日、与那城ペバリツヂカンパニー（ベブシコーラー）がニューヨークヤンキース球団を招いて、桑江キャンプ内球場で野球興業を行つたが、同興行は民間琉球人も自由に入場できるようになつていた。これについて米国民政府財政副部長モスラー氏からベブシコーラー比嘉氏に対し、娯楽税を免税するとの口頭承認があつたとのことで、コザ税務署としてもどう取扱うべきかについて、内政局長に指示を求めた。
- (b) 琉球政府内政局では、検討の結果、軍基地内において催されるものといえども、民間琉球人が自由に入場できる場合は、琉球税法の適用を受けるべきだと考えたが、なお、疑義があるので米国民政府に照会した。（1955年11月4日琉内第177）
- (c) これに対して、1955年11月6日付財務部書簡第Q/2号で回答があつたので、以後基地内における興行については、たとえ民間琉球人が自由に入場できる場合でも琉球税法の適用はおよばないとして取扱つている。

(2) 改善策

軍基地内といえども通行証も要せず一般に解放して興行される

場合は、他の一般興行との課税の均衡上から課税されるようにしてもらいたい。

(3) 関係法令

1957年立法第103号娯楽税法

1955年11月6日付民政府財務部書簡第O/2号

開発金融公社の管理権について

(1) 経緯と現況

1950年4月10日付米国軍政府布令第4号に基づきガリオアの見返資金7億8千3百万円(83万3千ドル)を当初資本金として、戦後の琉球発展のための生産設備資金及び住宅建設資金に要する長期金融の基金として、琉球復興金融基金が設立され琉球銀行を受託者として運営されてきた。1959年10月1日付高等弁務官布令第25号が公布され、経済発展を促進するための長期金融機関として、琉球開発金融公社が設立され従来の復金の資産及び債務を引き継ぐことになり、1960年1月1日から業務を開始することとなった。

同公社は、米国民政府の補助機関であり、米国民政府民政官の任命する5名の理事が管理権を有し理事のうち3名は民政官職員のうちから、1名は行政主席が指名する琉球政府職員他の1名は広く琉球に籍を有する者から選任することになっている。公社理事会は、公社の管理について必要又は適当と認める措置をとるほか政策を樹立し、年次貸付計画を定め貸付計画及び貸付金償却を認可するが、理事会の議長は公社内で行なわれた主要な事実及び重要な決議事項について絶えず民政官に通知するよう必要な措置をとるものとされ翌年度の貸付計画は民政官の事前認可を受けな

ければならない。

公社の資本は主としてガリオア見返資金及びその利益金によつており、これらの資金の用途が琉球の経済復興の推進、生産の増強等による経済自立を促進するための各種企業に対する長期貸付の拡張にあるとするならば、これらの措置は現行の制度の下でも適切な措置と考える。しかしながら大統領行政命令の精神に沿つて米国民政府は施政の大部分を琉球政府に委せ、米国民政府は琉球政府を指導監督する政策をとつている今日、経済政策の重要な長期金融を直接、米政府が掌握することは琉球政府の自治の拡大を図る意味で必ずしも適切なものとは考えない。

(2) 改善策

(a) 開発公社は、少くとも軍事とは直接関係のない機関であり、琉球政府が適切な経済政策を推進することができるよう同公社を琉球政府の機関として移管し、米政府は指導監督的立場から琉球政府を通じて公社を管理してもらいたい。

(b) 琉球政府の機関として移管出来るまでは、理事会の権限を強化し、琉球政府の意見を反映させるため、琉球政府側理事を増員してもらいたい。

(3) 関係法令

- 1950年4月10日付、米国軍政府布令第4号
- 1959年10月1日付、高等弁務官布令第25号
- 1952年4月30日付、極東軍司令部指令

秘
封

昭和39年10月12日

沖縄の自治権拡大について

アメリカ局北米課

	目次	頁
第1.	緒言	1
1.	沖縄の法的地位	1
2.	沖縄における自治権拡大問題	2
第2.	自治権の拡大問題	7
1.	立法権の拡大	7
(1)	高等弁務官の布令公布問題	7
(2)	法律案の事前、事後の調整制度	10
(3)	高等弁務官の書簡による指示の廃止	14
2.	行政権の拡大	16
(1)	主席の公選	16
(2)	副主席任命権の委譲	19
(3)	行政各局職員任命権の委譲	20
(4)	教育関係人事交流の拡大	20
(5)	出入国管理事務の移管	22
(6)	日本への渡航制限の緩和	22
(7)	日本国旗掲揚制限の撤廃	23
(8)	琉球船舶の日本国旗掲揚問題	26
(9)	国、県有地等の管理権の移管	28

(10) 琉球銀行に対する監督権の委譲	29
(11) 開発公社の運営権の委譲	30
(12) 社会保障制度	31
3. 司法自治権の拡大	32
(1) 琉球裁判所の刑事裁判権の拡大	32
さらに調査を要する問題	36
1. 南建事務所の日本旅券申請事務取扱 いの件	37
2. 土地取得の認可権の琉球政府への委譲	39
3. 予算執行の調整	40
4. 民政府裁判所における罰金収入を琉 球政府の財源とすること	40
5. 刑法並びに訴訟手続法典の改正	41
6. 恩赦をなす権限の主席への移譲	41

沖繩自治権拡大問題について

第1 諸言

1. 沖繩の法的地位

- (1) サンフランシスコ平和条約第3条によつて、わが国は、沖繩を米國を唯一の施政権者とする信託制度の下におかんとする米國のいかなる提案にも同意しており、上記提案が行なわれるまでの間、米國が沖繩に施政権を行使する権利を認めており、現に同地域は米國の施政下にある。
- (2) しかし、これによつて、日本は、沖繩の領土主権を放棄したものではなく、潜在主権を保持しており、日本は単に主権の行使すなわち、行政上、立法上、司法上の一切の権力を行使する権利をアメリカに認めただけでなく、従つて施政国、すなわち、米國は、日本の同意を得ずして一方的に沖繩の法的地位を変更するがごとき処分を行なうことはできない。ただ

し、国連の信託統治に付することについては、日本は同意済みである。

- (3) 米国が沖縄を信託統治の下におかんとする提案をなす意向がない場合、日本は米国に対し、沖縄の返還を要求する権利あるやの点については、条約明文の規定がないので、わが国に条約上の権利として施政権の返還を要求しうる根拠はないものと認められる(国会資料)。しかし、奄美大島のごとく、米国側より自発的に施政権を返還することは可能であり、また潜在主権の効果として、米国が沖縄の全部または一部に対し、施政権を放棄した場合には、そのような放棄された施政権は自ずから日本に復帰することとなる。

2. 沖縄における自治権拡大問題

- (1) 米政府としては、施政権問題については極東に緊張と脅威が存在する限り、自由世界の安全保障上、「米国の施政を

続けることが軍事上絶対必要である」(ケネディー声明)との態度であるが、行政権の琉球政府への委譲については、「施政権者としての米国が必ずしも保留しておく必要のない行政機能を、いつ、いかなる状況の下で、いままで以上に琉球政府に委譲することができるかを決定するため、琉球諸島の行政機能について継続的な検討を行なう」旨声明し(ケネディー声明)、琉球住民の自治権拡大を許す方針を明らかにしている。

- (2) しかしながら、キラウエイ前高等弁務官の沖縄施政は、ケネディー声明に寄せられた琉球住民の期待どおりには行なわれず、一般の失望を招いたが、本年に入つての布令の公布頻発は高等弁務官の直接統治の強化であり、米国の対沖縄新政策の精神に逆行するものなりとの不満を生じ、政界も混乱し、自治権拡大問題が

沖縄においてのみならず、日本においても大きくクローズ・アップされるに至つた。

(3) 琉球政府の自治権拡大に関連して問題となつている主な事項には次のごときものがある。

軍政と民政の分離

民政官の権限の明確化

主席の公選問題

法律及び予算案の事前、事後調整の改善

高等弁務官布令の制限

副主席の任命権の委譲

政府職員の任命権の問題

出入国管理事務の委譲

渡航制限の緩和

沖縄における日本旅券の発給

出版許可制の廃止

結社の自田

日本国旗の自由掲揚

船舶に日本国旗の掲揚許可

県、国有地の管理権の委譲

土地取得の認可権の委譲

琉球銀行管理権の委譲

各種公社の運営権の委譲

石油事業管理権の委譲

通信事業管理権の委譲

上訴裁判所判事の任命権の委譲

刑事裁判権の拡大

恩赦権の委譲

これら諸要望の中には、米政府の施政権の根本に触れるものがあり、沖縄の軍事基地はすでに島の破壊、経済の一部となつており、施政権と軍事基地とは切り離せないとの米政府の見解に正面から対立する問題もあり、この種の要望の急速実現は困難と認められるので、これらの問題はしばらくおくとして、その他の自治

権拡大が進展すれば自治権拡大に対する住民の要望の大部分は達成されるものと認められる。

琉球政府の自治上重要であり、比較的実現の可能性のある事項について現状とその処理案について記述すれば次のごとくである。

第2 自治権の拡大問題

1. 立法権の拡大

立法自治権について現に問題となつてゐる点は、高等弁務官の必要以上の布令の公布と法律案及び予算案の事前及び事後の調整制度の2点である。

(1) 高等弁務官の布令公布問題

(1) 琉球立法院は大統領行政命令第7節の規定により「対内的に適用されるすべての立法事項についてのみ立法権を行使する」権限を認められており、域内住民の権利義務、民生福祉に関する事項についての立法権を認められてゐるが、一方高等弁務官は、米国の安全または米国民の安全財産及び利益に重大な影響があると認むるときは、琉球政府のすべての法律案またはその一部を拒否する権限を有し、また沖縄施政の最高責任者として、任務遂行上必要と

認めるときは、沖縄の法律に優先する布令又は布告を公布する権能を有し、沖縄の立法自治権は重大な制約を受けていることは否めない。

しかし、この拒否権は、行政命令第11節の規定するところであり、極東の安全確保を至上命令とする米政府の対沖縄基本政策よりみて、高等弁務官が沖縄施政について最終的な決定権を持たんとする政策は動かすことはできないと思われる。

(b) 現に立法自治権に関して問題となっていることは高等弁務官の拒否権の問題ではなく、主として布令公布権の濫用の点である。

たとえば、サンマに対する物品税賦課に関する布令、宮古水道管理局設置に関する布令のごときは、沖縄住民にのみ関する事項であり、米国の軍事上及

び沖縄の安全上必ずしも必要と認められない事項であるが、高等弁務官が布令を公布し民立法に代えた。弁務官としては相当の理由があつたであろうが一般がその当然性を納得しないのはもつともであり、高等弁務官の直接統治の強化とみられてもやむを得ないかと思われる。

(c) 従来公布をみた布令、布告は約300件に及び、うち現に効力を有しているものは約100件に達し、市町村自治法、警察局設置法、消防隊に関する法船舶規制、歯科衛生士法、病院、診療所に関する法等琉球立法院の立法に任せてしかるべき幾多の布令が現存しているが米政府が「有効な、かつ、責任ある琉球政府の発展を奨励」(行政命令第2節)する方針なる限り、将来の立法について琉球政府の自主性を認めるとともに、現在の布令についても漸

次民立法に切換を考慮する必要がある。

(2) 法律案の事前、事後の調整制度

(1) 法律案の成立後高等弁務官が拒否権を行使することを回避する考慮より、沖縄においては法律案及び予算案については、立法院の審議に付されるに先だち、行政府と民政府との間に事前に調整する制度が設けられ、民政府より指示ある場合は、その指示に従つて修正を要することとなつており、立法院において可決された後、さらに琉球政府、民政府間において事後の調整を行ない、合意に達したときはじめて法律案は成立する仕組となつている。

(2) 自由世界の安全確保のため、沖縄の戦略的重要性を特に重視する高等弁務官が、沖縄、施政の円滑を期するため、琉球立法院の立法に対し、ある程度の発言権を保留することはやむをえないとしても、現在のごとく、事の軽重を

問わずあらゆる立法について、事前調整を行ない、さらに事後の調整を要する制度は、琉球政府に不必要または過重の負担をかけ、行政能率を甚しく阻害するもので、その自治能力を高める所以とは思われない。

(3) 琉球政府は1961年11月、民政府に対し、事前調整簡素化のため、下記の如き提案を行なつた。

(a) 琉球の安全、外国との関係、米国又は米国民の安全、財産あるいは利害に重大な影響のある立法案は、法案の全文を文書をもつて高等弁務官に提出し、事前承認を受ける。

(b) 前記(a)を除いて、新規立法、既存法律の一部改正で、内容に重大な変更のある立法は、琉球政府より法案の大綱及び問題点を文書をもつて提出し、民政府主管局長、副民政官、

民政官、高等弁務官と口頭をもつて連絡する。

- (c) 既存の立法の一部改正で、内容に重大な変更のない立法は琉球政府限りにおいて立法勧告を行なつた上で高等弁務官に文書で報告する。
- (d) 前記琉球政府の提案に対しては民政府よりはなんらの回答がなく、そのままとなつており、事前事後の調整は引き続き行なわれている。前記提案の a b c の区分についてもいずれの部に属せしむべきか判断に迷う場合が多いと思われるが、いずれにしても有効な、かつ、責任ある琉球政府育成の見地よりすれば、この種事前調整の制度は最低の必要限度にしほり、軍の安全または米国の利益に重大な影響のない事案については、調整措置を最も簡素にすることが適当と思われる。特に無修正で

可決され、しかも状況の変化も生じていない場合において、十分の事前調整を行なつた法案をさらに事後調整を要求することは琉球政府に不必要な負担を課し、その行政を渋滞させるのみと思われる。

(3) 高等弁務官の書簡による指示の廃止

- (イ) 高等弁務官の書簡によつて、法的な内容をもつ各種の指示がなされる場合がきわめて多い。

たとえば物品税を賦課すべき品目は布令別表により定められているが、サンマが別表中にもれていたため、高等弁務官の書簡によつてサンマには物品税を賦課すべき旨指示された。

- (ロ) 同書簡の法的効力については、納付済のサンマ税の返還訴訟において、琉球政府裁判所は書簡の効力を否定しており、行政主席も最近高等弁務官書簡は同官の単なる希望の表明、助言ないし勧告と受取る旨を表明している。

- (ハ) 高等弁務官書簡を法的効力なしとの琉球裁判所の判決に対し、民政府は民政府裁判所の裁判にとりあげる等の措置をとりおらざるごとくであり、判決

は既に確定したものと思われるが、法的内容をもち、行政主席を法的に拘束するが如き書簡は布令、布告等の明確な法形式によるを適當とする。

2. 行政権の拡大

(1) 主席の公選

(イ) 現行大統領行政命令第8節によると、琉球政府の行政主席は、立法院が「高等弁務官が受諾しうる指名に基づいて、高等弁務官が任命する」ことになっているが、立法院が「高等弁務官が定めた適当な期間内に高等弁務官が受諾し得る指名を行なわなかつた場合、またはその他の特別な事態により高等弁務官が必要と認めた場合には、高等弁務官は指名なしで行政主席を任命することができる」こととなっている。

(ロ) 上記の規定によつて琉球政府主席の任免は専ら高等弁務官の意向によつて決定されるので、高等弁務官の意思によつて左右されない住民の意思を反映する住民の選挙により主席を任命する制度に改変したしとの要望が強く、立

法院においても幾度か主席公選の決議がなされており、現在においては与、野党を通して主席公選を最大の政綱としている。

(イ) 主席の公選が行なわれる場合、主席の政治的立場によつては、琉球政府と民政府との協調を欠き、事々に対立して行政の円滑を欠き渋滞をきたすことが容易に予想せられるので、沖縄基地をきわめて重視する米國が、沖縄の内政を紊し、基地の有効性を減じ、さらには基地の安全を危殆に陥れる危険性のある主席公選制度を採用することはほとんど考えられない。また住民の側からみても、主席の公選がなくては自治の拡大がないわけではなく、ほかに多くの自治権拡大の途があり、一方主席の公選が行なわれたからとて必ずしも自治権の拡大が保障される次第でもない。

(二) 主席公選の問題は今の時点においては実現極めて困難であり、自治権拡大の唯一のことではなく、他に幾多の自治権拡大の途があるので、当分の間本問題は提起しない方が適当と認められる。

(2) 副主席任命権の委譲

(イ) 副主席は1952年布告第13号により、高等弁務官が任命することとなっている。

(ロ) しかし、副主席は行政主席の委任する事務を行ない、かつ、行政主席不在のとき、または事故あるときは、その期間中行政主席の職務を行なうものであり、行政主席と表裏一体をなすもので、政治的、行政的見解を一にし、主席の信頼する者たるを要するので、副主席は日本における副知事のごとく、立法院の同意を得た上で、主席が任命する制度とすることが適当である。

高等弁務官は、行政命令第11節の規定により、すべての公務員を罷免する権限を有するので、最終的にこの権限を保有すれば足り、自ら任命する必要は存しないと思われる。

(3) 行政各局職員の任命権の委譲

行政各局の職員は、1952年布告第13号により高等弁務官の認可により行政主席が任命することになっているが、これら職員は主席を補佐し行政の衝に当るものであるから、主席の単独任命に委譲し、政府主脳職員の任免についてのみ高等弁務官に対し報告することとするのが適当である。

(4) 教育関係人事交流の拡大

(1) 施政権の全面的返還には相当の時日を要すると思われるところ、それまでの間施政権の部分的返還として、まず教育行政権の返還を受けうるかの点については、軍政と行政とは絶対分離し得ないとの米政府の現在の意向では、教育行政権を他の施政権より分離して日本側に返還する可能性はほとんど考えられない。

(2) しかし、教育の重要性にもかんがみ、また沖縄の教育水準の引上げは急を要する事情にもかんがみ、差当つては沖縄教育の向上を促進するため、教職員の交流を盛んにし、日本よりの教育指導員の派遣及び沖縄教職員の本邦における再訓練の実施を大巾に拡大することが望ましい。

(5) 出入国管理事務の移管

(1) 沖縄における出入管理令は1954年布令第125号により制定せられ、現に民政府の所掌に属せしめられている。

(2) 現行出入管理令は米国軍人軍属及びその家族を除外して、その他の外国人の沖縄地区への出入を管理するものであるから布令も民立法に切替えることが望ましいが、それまでの間においても同布令の運営は琉球政府の所掌とし、上陸審査、特別上陸の許可、違反の調査、在留期間の延長、在留資格の変更許可及びこれらに関する運用規則、訓令等の制定権を琉球政府に委譲することが適当である。

(6) 日本への渡航制限の緩和

(1) 沖縄人が日本に渡航する場合の諸手続は、1955年布令第147号

の規定するところであるが、本布令も民立法に切換え、許可権を主席に委譲することが適当である。

(2) 日本旅行証明書発給申請については、琉球政府出入管理部は申請書を審査し、高等弁務官の許可を得て証明書を申請人に交付する規定となっているが、出入管理部は単なる窓口にとどまり、民政府において実質的審査を行なっているが、その審査に時間を要する事例が多く、渡航事務は兎角円滑を欠くとの多くの不満あり、事務を簡素化し、申請より許可までの時日の短縮を要する。

(7) 日本国旗掲揚制限の撤廃

(1) 沖縄における米国外の国旗または軍旗は、日本国旗を含めて、布令第144号「刑法並びに訴訟手続法典」によつて、政府庁舎または構内

にこれを掲揚し、または公的もしくは政治的性格を有する集会または行列でこれを使用する場合には、高等弁務官の特別許可を要することになつていたところ、池田、ケネディー会談の結果、1961年8月23日以降琉球の祝祭日及び正月3日間は公共の建物に日本国旗の掲揚が許可された（一般住民又は個人的集会での日本国旗の掲揚はいつでも自由である。）。

(四) 沖縄と法的地位の最も近似しているパナマ運河地帯（同地帯においては、米国が「主権者として所有行使しうべき一切の権利、権限及び権能」を有し、パナマは潜在主権が認められているにすぎない。）においては、1962年10月12日パナマ地帯内政庁舎にパナマ国旗がはじめて掲揚され、

同日以後同政庁舎には米国及びパナマ国旗が併用されており、その他の指定された公共施設（ノムカ所）にも常時パナマ国旗が米国旗と併用されている。

(五) 目下のところ祝祭日に自由掲揚が認められており、差当つて実際上の不便は少ないが、住民感情の点もあり、おつて対米交渉の必要があろうと思われる。

(8) 琉球船舶の日本国旗掲揚問題

(1) 琉球に船籍を有するすべての船舶は、布令第148号琉球船舶規則により、国際信号D(デルタ)旗の尾端から旗の巾を等辺三角形に切りとつた特別な旗を、常時掲揚しなければならないこととなつてゐる。

(2) また琉球列島刑法は、琉球船舶が他の国家、政府、その他の政治団体によつて、その登録船舶を識別するために正式に採用した国旗、軍旗または標識を、その認可をうけず掲揚することを禁じてゐる。

(3) 琉球船舶が日本国旗を掲揚しうるかの点については、日本船舶法は、日本船舶は日本の船籍港に登録するを要し、琉球船舶は日本に船籍港を有しないので、琉球籍船は日本籍船ではなく、日本船舶旗を掲揚することをえない(米国籍船でもないので、米国旗も掲揚することをえないと認められる。)

(4) 琉球船舶に日本国旗掲揚を認める方法としては、日米間の協定に基づき、(a)琉球籍

船に日本国籍を付与するごとく、琉球船舶規則を改正するか、(b)日本船舶法の適用を沖縄に及ぼすこととの2つの方法がある。

しかし、琉球船舶に日本船舶旗の掲揚を許す場合は、日本政府が当然船舶の設備の安全及び公海または外国領水における行動について保護、監督の責任に任ずることとなるが、そのためには日本船舶法を執行せしめるための機関(登録、監督等)を設ける必要がある。また日本船舶法の沖縄への適用は、琉球船舶規制を全面的に廃止することとなり、米施政権の一部放棄となり、困難な問題を生ずる。

(5) 前記琉球船舶旗が外国に知られていなかった頃、かつてフィリピン沖において海賊船と誤認され、攻撃を受けた事例があるが、米政府に国際水路局を通じて関係国に対し、周知方手配済みで、最近においては問題を生じていない。日本としても、保護、監督の責任を負うことなく、日本国旗の掲

揚のみを許容することはできず、対米交渉上重大な困難がありと認められるので、とりあえず本件を提起することは避けることを適当と認める。

(9) 旧沖縄県有、国有地等の管理権の移管

(イ) 沖縄所在の日本国有地は、平和条約第3条の規定により、米国の管理権を持つているが、施政権者として米国の管理権を保留する必要のないものは、これが管理権を琉球政府に移管することが適当と思われる。

(ロ) 琉球政府は、数回にわたり国、県有地の管理権を琉球政府に委譲方要請しているが、1960年6月2日付高等弁務官書簡によつて、国、県有林産物の処分及び林野の賃貸については、民政府の事前の承認の下に、琉球政府が管理することになり、さらに同年9月12日の布令第34号により、干潟の管理が琉球政府に移されたが、その他の宅地、農耕地は依然民政府の管理に属して

いる。

(イ) 現に県、国有地で住民に有償貸与している宅地、農耕地は220万坪に達し、地代は76万ドルに達しているが、米国の軍事上必要とする土地を除き、前記住民に貸与している土地は、琉球政府の管理とすることが適当であり、賃貸料を政府の財政資金として活用するためにもその必要がある。

(10) 琉球銀行に対する監督権の委譲

(イ) 琉球銀行は、布令第1号により、琉球における中央銀行の機能を果たしめるために設立せられたもので、琉球銀行条例により、銀行株式(資本金90万ドル)の5/10以上を民政府が保有することとされている。

(ロ) しかし、1958年の布令第14号により、沖縄における通貨が米ドルへの切替えにより、今日では琉球銀行は、中央銀行的性格を失い、一般普通銀行の業務を行なうにすぎず、琉球政府の銀行法の監督規制の枠外におくことは妥当でないと思われる。

(イ) よつて、民政府の持ち分を民間に開放し、一般市中銀行とし、琉球銀行法の適用をうけしめるため、布令の改正を適当とする。

(II) 開発公社の運営権の委譲

(イ) 開発公社は、沖縄の経済開発のため、長期、かつ、低利の金融を行なうもので、琉球政府の経済政策実施上重要な機関であるが、軍事とは直接関係がないから、同公社は琉球政府の機関とし、その管理、運営権を琉球政府に委譲することが適当である。

(ロ) 水道、電力、住宅（主として米軍及びその要員の使用、便益のために住宅施設、維持に関する事業を行なう。）の3公社については、琉球政府への移管を強く希望するも、軍事と直接関係する点があるので、当分の間民政府が直接運営に当るはやむをえないとしても、琉球住民の発言権の増大をはかるため、理事会における沖縄住民代表の数（水道公社は、総裁、副総裁及び理事3名中1名は沖縄人。電力公社は総裁、副

総裁及び理事4名中3名が沖縄人)を増加し、電気、水道等の公共料金を規定する権限を有する公共事業委員会が設置される際は、琉球住民による運営が行なわれるごとく、委員としては、住民を代表する者を任命することが適当である。

(12) 社会保障制度

(イ) 雇用者、被雇用者及び政府の財政能力の範囲内で運営される医療保険制度。

(ロ) 停年退職者に対する退職年金制度。を確立するを要する。

3. 司法自治権の拡大

(1) 琉球裁判所の刑事裁判権の拡大

大統領行政命令第10節は、琉球列島における裁判権を次のごとく定めている。

(i) 琉球裁判所

民事裁判権の範囲

高等弁務官が、米国の安全、財産または利益に影響を及ぼすと認める特に重大な事件、または紛争として、民政府裁判所において裁判権を行使すべき旨指定した民事事件、及び米国軍隊の構成員もしくは軍属、米国国民である米国政府の被用者及びこれらの家族が当事者である事件を除く民事事件。

刑事裁判権の範囲

米国軍人、軍属、米国政府の雇用する米国人及びその家族に関する事件、及び高等弁務官が民政府裁判所において裁判権を行使すべき旨指定したもの、統一軍法に基づく裁判に服する者を除

く刑事事件。

(ii) 民政府裁判所

民事裁判権の範囲

高等弁務官が、合衆国の安全、財産または利益に影響を及ぼすと認める特に重大な事件、または紛争として、民政府裁判所において裁判権を行使すべき旨指定された民事事件、及び米国軍隊の構成員、もしくは軍属、米国国民である米国政府の被用者またはこれらの者の家族（ただし、琉球人を除く）が当事者である民事事件。

刑事裁判権の範囲

軍属、米国政府の雇用する米国人及びその家族（ただし、琉球人を除く）に関する刑事事件並びに高等弁務官が米国の安全、財産または利益に影響を及ぼすと認める特に重大な事件に対する刑事事件（ただし、軍法会議による裁判に服する者を除く。）。

㊦ 民政府の最高上訴裁判所

民政府の下級裁判所で裁判した民事、または刑事事件で上訴されたものの裁判、並びに琉球政府最高裁判所により決定された民事または刑事事件で、琉球政府最高裁判所と民政府最高上訴裁判所の間の判決が抵触するもの、及び国際法、条約、法律、行政命令、布告等に関する問題の審理に関する事項。

- (2) 上記によつて明らかごとく、琉球政府裁判所の刑事裁判権は、軍人、軍属、米政府の雇用する米国人及びこれらの者の家族に関する刑事事件には及ばず、これらの者は、琉球側からみてあたかも治外法権を享有するかのとき地位にあるが、沖縄においては、軍人軍属による琉球住民に対する犯罪が非常に多く、中には住民の関心を集めた事件も少なくなく、これらの犯罪に対する処罰がすべて米司法当局のみによつて行なわれ、沖縄司法当局は全く関与

するをえず、現行制度につき住民間に強い不満が存在する。漸次公務中、公務外に分け、公務中以外の犯罪に対する裁判権を琉球政府裁判所の権限に属せしめるとよく考究するを要する。

- (3) また高等弁務官は、米国の安全、利益に影響を及ぼす場合、事件を琉球政府裁判所より民政府裁判所の裁判に移管することができるが、民政府は、民政府法律に違反する罪については、すべて民政府裁判所に裁判権ありとの解釈をとつて（民政府書簡）、前記高等弁務官の権限を拡大解釈している。

しかし、沖縄住民の犯罪については、できる限り琉球裁判所に管轄権を与えることが望ましく、民政府裁判所への事件の移管は、必要最少限度に止めらるべきである。

以下は、さらに調査を要する問題

1. 比較的軽微の問題で、他の問題が解決すれば、自ら解決するもの。
2. 実情が判明せず、さらに調査を要するもの。

1. 南連事務所の日本旅券申請事務取扱いの件

- (1) 沖縄住民が海外に旅行する場合は、旅券の代わりに、民政府発行の身分証明書を所持して旅行するが、同証明書が国際法上正規の旅券であるか、発行者の資格不明等の理由によつて、同証明書の効力について従来トラブルの生じた事例があり、特に欧州方面にその例が多い。
- (2) 沖縄住民が日本旅券の発給をうけることは、恩給、年金の場合と同様、日本国民たる身分に付帯する属人的行為であり、米国の施政権がこれによつて排除されることはないとの解釈もありうるが、本土における場合と異なり、沖縄人が沖縄に在住する場合は、二重国籍を持つ者が、その国籍を持ついずれかの国に居住する場合と同様の地位にありと考えられる。
- (3) 日本政府南方連絡事務所をして、旅券を発給せしむるためにも、府県のごとく旅券申請の取次き事務を行なわしめるにしても、いずれも旅券法の改正を要する。

- (4) 現在においては、本邦経由移住する移民のごときは、本邦立寄りの際日本旅券を取得しおり、また外国においては、沖縄人は高等弁務官発給の渡航証明書を提示することにより、容易に旅券を取得しうるので、さらに他の国に渡航するがごとき場合等特に不便はない。
- (5) 南方連絡事務所には日本旅券の発給権を認めることは、住民のために便宜ではあるが、これは日本の行政権を沖縄に行なわんとするもので、米国の施政権と競合するのみならず、これがために住民のうける便益に比べてより優先すべき幾多の問題があり、本件は優先順位としては下位において差支えないと思われる。
- (6) 出版許可制の廃止

大統領行政命令により、原則的には出版の自由が保障されているが、実際には1955年布令第144号によつて、新聞、雑誌、書籍の出版は、琉球政府の事前の許可を要することとなつている。

この事前許可制を届出制に変更することが適当である(1959年の布令第23号には、届出制をとつているが、同布告は施行を延期されている。)

(7) 結社の自由

労働組合を結成しようとする場合、事前に民政府の認可をうけるを要したが(布令第145号)、1962年2月8日これを廃止した。

2. 土地取得の認可権の琉球政府への委譲

非沖縄住民の土地取得(所有権及び永小作権)に関する認可権は、現在高等弁務官が留保しているが(1954年布令第139号)、軍用地その他として米国側が留保を要する地区以外の地区については、本件認可権を琉球政府に移譲する。

3. 予算執行の調整

- (1) 工事等の検査について、民政府と琉球政府の基準が異なるので、共同の検査基準を設け、その基準に従って検査の実施は、原則として琉球政府をして行なわしめることが望ましい。
- (2) 琉球政府の予算計画にない事業の執行方について、民政府より要求のある場合があるが、軍事上の必要等特別の事情がない限り、年度途中において予算変更をきたすがごとき指示は避けるべきである。

4. 民政府裁判所における罰金収入を琉球政府の財源とすること。

民政府裁判所で徴収する罰金は、従前琉球政府の収入とされていたが、その法的根拠がないとの理由で、1956年4月以降琉球政府への引渡し中止され、現在は高等弁務官資金に繰入れられている。

しかし、民政府裁判所が徴収した罰金を琉球政府に交付することは、民政府裁判所の権威等

に関する次第でもなく、また民政府裁判所の判決の結果に基づく懲役、禁固等、刑の執行は、琉球政府刑務所が執行している次第でもあり、罰金刑についても琉球政府をして執行せしめ、琉球政府収入とすることしかるべしと認められる。

5. 刑法並びに訴訟手続法典の改正（布令第144号）

現行刑法並びに訴訟手続法典は、多くの点において、占領下の軍刑法処罰規定を含んでいるので、これら軍刑法的処罰規定の改正を希望する。

6. 恩赦をなす権限の主席への移譲

恩赦権は現在行政命令第11節の規定により、高等弁務官にあるが、行政主席にこれを委譲し、行政主席が高等弁務官の承認をえて、恩赦権を行使することとし、その方法、効果等について、民立法による恩赦法を制定することを適当とする。